

## 令和元年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和元年12月13日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和元年12月13日 10時01分

1. 閉 議 令和元年12月13日 14時33分

1. 散 会 令和元年12月13日 14時33分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	寺脇 孝男	住民保健課長	中本 敏也
生活環境課長	廣畑 康雄	観光課長	泉 芳明
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	久保 道典
会計管理者	玉置 孔一	消防長	大谷 哲也
教育委員会			
教育次長	榎本 崇広	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和元年第4回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い致します。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

5番丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間

は60分でございます。丸本君の質問事項は、(公租公課)税、保険料の滞納と差し押えであります。

(公租、公課)税、保険料の滞納と差し押えの質問を許可します。

5番 丸本君(登壇)

## ○5 番

皆さんおはようございます。5番丸本安高です。西尾議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

それでは、さっそく質問に入りたいと思います。今回の質問は、(公租、公課)税と保険料の滞納差し押えについて通告をしていますので、よろしくお願い申し上げます。

昨年、平成30年9月議会で税金の滞納による差し押さえについての質問をしました。町長は、議会の中で、行政運営を推進する上で多額の財源を必要とする中で、町みずから税収の確保をしなければならない。自主財源のうち7割近くを占めているのが町税の収入であると、昨年の議会で答弁をされております。税は行政運営を行う上で根幹となるもので、税の集め方、使い方は白浜町の政治の方向性を決めていくものであり、税の徴収については自治体の最重要課題と認識しているところであります。

国民は納税が義務であり、誠実に納めなければなりません。しかし、生活や仕事、また事業の状況により納税することが難しくなる場合が出てきます。子どものため、また家族の病気などでお金が必要になってくることもあります。法もこれらのことに配慮し、最低限の生活を維持していくため、年金や給与、生活保護費など、まだほかにもありますが、差し押さえが禁止されています。行政を行っていく上で徴税が必要であり、納税者に法に基づく徴税をするなら行政側もルールである法律には従わなければなりません。年金、給与、児童手当などは差し押さえ禁止財産に法律上定められております。

年金が振り込まれている預金口座を白浜町に差し押さえられた町民から相談があり、昨年9月議会で私は質問をしたところでございます。年金は10万円以下の差し押さえが禁止されているにもかかわらず、白浜町は10万円を控除せず、口座にある全額を差し押さえしております。行政運営を行っていく上で徴税が必要であることは理解できます。しかし、納税者に法に基づき徴税するならば、当局側もルールである法に従い徴税事務をしなければいけないのではないのでしょうか。

果たして白浜町の徴税事務のあり方は、差し押さえ件数や差し押さえ率を見る限り、和歌山県下30市町村の自治体の中で特出して多く、過日税務課からいただいた資料によると、平成30年度の県内の差し押さえ件数は30自治体の合計で6,434件とあり、そのうち白浜町の差し押さえ件数は992件とのことです。2017年10月1日の和歌山県の人口は約94万人余りであり、当白浜町は、ことしの12月の広報誌には2万1,318人とあります。白浜町の人口は県人口の約2.2%であります。一方、差し押さえの率は県内6,434件のうち白浜町は992件の差し押さえを行っており、白浜町の差し押さえ率は県内で約15.4%を占めており、異常な数の差し押さえがここ数年続いている状態です。近隣市町村と比べても、すさみ町は昨年の差し押さえが21件、上富田町は162件、人口が3倍以上ある田辺市は、差し押さえは逆に白浜町の約3分の1の323件であり、当白浜町の差し押さえは異様と言える差し押さえ件数であり、まさしく差し押さえありきの徴税が行われていると言わざるを得ません。

なぜ税の滞納処分の1つである差し押さえ処分がここまで増加したのか、井澗町政発足から来年で丸8年になります。過日、税務課からの資料によると、井澗町政が発足した平成24年度は差し押さえが282件、25年度が271件、26年度が555件、27年度が608件、28年度は1,030件、29年度は1,048件、30年度が992件、ことし令和元年度も上半期の差し押さえ件数は452件となっており、今年度も1,000件近い差し押さえが出てくるものと考えられます。県人口の約2%の白浜町が、県内の差し押さえのおよそ15%の差し押さえをしている現状を見直すべきではないかと思います。差し押さえありきの徴税行政を改めるべきだと思いますが、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

**○議 長**

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

**○番 外（町 長）**

丸本議員から、税と保険料の滞納による差し押さえについてのご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、町税は町の行政を運営するため、介護保険料は介護サービスを提供するため、後期高齢者医療保険料は高齢者の医療保険制度を運営するために欠かすことができない財源であります。税の徴収に関しましては、行政運営の根幹であり、自主財源確保のための最重要課題でございます。税、保険料は公平・公正に賦課・徴収を行わなければならない、大部分の納税者等については納期限内に納付をいただいているところであります。

一方、督促や催促を行っても納付がなく、税、保険料を滞納されている方につきましては、財産調査等を行い、個々の生活状況等を考慮した上で、滞納処分を執行しているところでございます。

また、保険料等の町の債権につきましては、平成30年度、税務課内に債権管理回収室を配置し、債権の管理を適正に実施するため、他の課が抱える滞納案件について滞納整理の助言等を行い、債権管理、回収の強化を進めているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

**○議 長**

番外 税務課長 岩城君

**○番 外（税務課長）**

おはようございます。丸本議員から、税の滞納による差し押さえについてのご質問をいただきました。

税務課といたしましても、租税法律主義のもと、納税者から税金を徴収させていただく以上、法に従い徴税事務を遂行し、今後も法令順守を徹底してまいります。

白浜町の差し押さえ件数につきましては、人口比率や周辺市町村との比較により異常に多いのご指摘ですが、白浜町は和歌山県下有数の観光地であり、高度成長期やバブル経済期に建てられた保養所、リゾートマンション等も多数存在するのが現状です。本年度の固定資産税の納税義務者は2万3,208人で、固定資産税の納税通知書発送数だけを見ましても、当町の人口より多いこととなります。過去から、本来は滞納処分すべき滞納者の方が町外及び県外に多数おられたため、調査や滞納処分の着手が困難であったという実情がありました。県外と申しましても、近畿のみならず全国各地に滞納されている方がおられます。その方たちの滞納についても公平な滞納処分を執行する必要があるのは言うまでもありません。

税務課では、職員のノウハウの蓄積、向上等に努め、財産調査や差し押さえ処分の効率化のためのシステム改修などを重ねてきた努力の結果として、過去数年の差し押さえ件数が増加となりました。

また、町税の収入未済額であります。5年前の平成25年度決算額は約3億5,000万円で、昨年度の平成30年度決算額では約1億1,000万円となっており、5年の間に約2億4,000万円の減少となっております。

このような現状であり、決して差し押さえありきで徴税事務を行っているのではなく、日ごろの徴収業務の成果であると考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年の9月議会でも、白浜町の徴税行政のあり方を見直すべきではと質問をしております。答弁では、納税義務の履行については大部分の割合で納期限内に納税されている大多数の方が、納期限内に納めていただいている納税者の皆様との関係から、負担の公平性を確保し、納税秩序の維持を図ることが重要であると考えられる。以上のような答弁でありました。

税の公平性をよく耳にするところであります。家庭それぞれの経済状態、家族構成、健康状態、またローンの有無など、各家庭同一ではなく、納税すれば飯が食えない、また、飯を食えば税を払えない、税を滞納している方は納税できる経済的余力があるが滞納していると考え、差し押さえをしているのか、ご答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

差し押さえにつきましては、各家庭による経済状況、家族構成等個別の事情により判断し、滞納整理の方針を決定しております。また、納税できる力、担税力につきましては、個別の聞き取り及び調査により厳正に判断をいたしております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

確認しておきますけども、差し押さえをしているのは租税法律主義ということで、わからなくはないんですけども、経済的余力があると、このように考えて差し押さえをしてるのか、いかがでしょうか。質問は、経済的余力、担税力があると、そのような理解のもと行っているのか、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

差し押さえにつきましては、納税できる力、担税力があるから差し押さえしているのではないかというご質問をいただきました。差し押さえについては、税を納める力があるということで行っております。財産等を調査してまことに担税力がない場合は、滞納処分の執行の停止という方法もございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

白浜町は差し押さえ件数が異常に多い。その原因はどこにあるのか。税務職員が税の回収機構などで研修を積み、異常な差し押さえをしていることはないのですか。町長はそれを知りながら静観していることはないでしょうか。白浜町の差し押さえは異常に多い差し押さえの数だと思いませんか。この原因はどこから来ているのかと思いますか。現在の井澗町長は納税事務のあり方を放置しているように見えるが、今後対処するお考えはございませんか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

差し押さえ件数が多い原因についてご質問をいただきました。

先ほどの税務課長の答弁と重複いたしますが、白浜町は観光地であるため、リゾートマンション等を所有されている固定資産税の納税者数が多いこと、あるいは転入転出する方が多く、滞納されている方が町外及び県外に多数おられること、また、税務課職員のノウハウの蓄積、向上、並びにシステム改修等がその要因であると考えております。今後も税収入の確保及び税負担の公平の確保を図る観点で、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

差し押さえ件数の急増している原因として考えられるのが、職員の過剰な差し押さえで町民の暮らし、生活が疲弊してきていることが原因であると考えられます。まず最初にそれらを解決しなければ、滞納が減ることがないのではないのでしょうか。地方自治法には、地方公共団体は住民福祉の向上に努めなければならないとあり、井澗町政の徴税行政のあり方に疑問が生じるところでございます。

差し押さえが急増したその原因の2つ目として、法が差し押さえを禁止している財産は国税徴収法第75条から同法78条に掲げられております。年金や給与、児童手当、また生活保護費などほかにもありますが、これらは差し押さえが禁止されておると理解しております。

昨年の6月に年金受給者から、預金口座に入金された年金が、振り込まれた3日後に白浜町に差し押さえをされ、全額引き出された事案が発生し、次の年金支給日までの2か月間、どう生計を立てるのか、不安を抱く住民から相談があり、議会で取り上げました。給与や年金の差し押さえは一月当たり10万円を控除しなくてはならない。そして、家族1人につき4万5,000円が加算されると理解しておりますが、それでお間違いないのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

議員おっしゃるとおり、給与や年金の差し押さえにつきましては、国税徴収法第76条及び同法施行令第34条に基づいて、1か月当たり10万円、親族1人につき4万5,000円を加算した差し押さえ禁止額がございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

税を初め、介護保険料または後期高齢者医療保険料を滞納している滞納者の預金口座に、差し押さえ禁止債権である給与や年金等が振り込まれている現状があると思います。そのような差し押さえ禁止債権が振り込まれている口座を差し押さえた事例はありますか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

税金を初め、介護保険料、後期高齢者医療保険料に関しまして、給与や年金が振り込まれた預金口座を差し押さえた事例はございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ちょっと確認をしておきますけども、口座差し押さえのときは10万円とかあるいは1人につき4万5,000円の控除はされていないと私は認識しておりますけども、どうでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

預金口座の差し押さえについては、今議員がおっしゃられました10万円、親族1人につき4万5,000円という差し押さえ禁止額の控除はいたしておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

税の滞納処分同様、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを滞納している住民には、地方税法そして国税徴収法の例により滞納処分を行っていると思います。介護保険は過去3年間で150件の押さえをしていると思います。1件当たりの押さえが約2万円、高齢者の少ないと思える預金を押さえるやり方は行政を行う上で正しいやり方だと思いますか。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君（登壇）

○番 外（民生課長）

丸本議員から、高齢者の預金差し押さえについてご質問をいただきました。

保険料の収納確保は、保険制度を維持するため、また、被保険者の負担の公平性を図るためにも重要な課題となっているところでございます。未納の方への対応につきましては、督促状及び催告書等の送付を行いまして、納付及び納付相談のお願いをしているところでございますが、それでも対応していただけない場合には滞納処分を行うこととなります。

滞納処分につきましては、差し押さえは預金口座だけではなく、給与や年金などもあり、個々の状況により金額もさまざまとなっております。また、滞納額が多くなれば負担も大きくなり、支払うことが困難となってきますので、なるべく滞納額が少ない間に滞納を解消していただけるよう取り組んでいるところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

先ほど税務課長から、10万円の控除あるいは1人につき4万5,000円の控除をしていないと、こういう答弁をいただきました。

同様の質問に、介護保険料の滞納処分をする場合、口座へ振り込まれた年金、給与については白浜町では預金債権になるとの判断であると思いますけども、10万円を控除していないと思いますけど、どうですか。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君（登壇）

○番 外（民生課長）

ただいま、丸本議員から、滞納処分する場合の控除についてのご質問をいただきました。

預金に関しましては、滞納者個人の資産であり、法に示されております年金や給与のような差し押さえ禁止債権でないと判断しておりますので、預金を差し押さえる際に、差し押さえ禁止額を計算し、控除するという事は行っておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

介護保険料の滞納処分は税務課と同様、預金口座を押さえる場合、控除していないとのこととあります。高齢者の生活の糧である年金や給与を押さえ、どうやって生活をしていくのか心配をするところです。法に従い控除すべきではないかと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君（登壇）

○番 外（民生課長）

ただいま、丸本議員から、再度滞納処分に関する控除についてご質問をいただきました。

年金や給与などの差し押さえ禁止額を算定しなければならないものに関しましては、法の定めにより、差し押さえ禁止額を算定し、控除しておりますが、先ほども答弁をさせていただきましたように、預金に関しましては滞納者個人の資産でありますので、残額が確認できれば滞納処分として必要な額の差し押さえを行っているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年度、平成30年度の白浜町が税の滞納により差し押さえをした件数992件のうち、預金の差し押さえが7割を超す732件、その次に給与の差し押さえが108件、年金の押さえは26件となっており、換価しやすいものから差し押さえをしていることが見えてきます。

そこで質問です。年金や給与を押さえる場合、年金の給付元や給与の支給元で押さえれば10万円を控除しなければならないが、口座で押さえる場合、最高裁の判例を根拠に10万円を控除せず、差し押さえをしている現状があります。控除しなくてよい分、税の債権回収



が早くできるから、預金口座の差し押さえが多いのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

預金口座に関しまして、年金や給与と違い差し押さえ禁止額の10万円を控除しないので、税金の徴収が早くできるという理由により預金口座の差し押さえ件数が多いわけではありません。滞納されている方の個別の事情や生活状況等を考慮して、総合的に判断いたしております。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

生活状況を考慮してとかおっしゃってましたね。何で控除できる年金の給付元とか、お勤め先、給与の支給元でないのかと、そのほうが生活が楽になるんじゃないですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

年金とか給与により、先に差し押さえできるという滞納されている方がおられましたら、まず年金や給与についての滞納処分を行う場合がございます。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

意味がわかりにくいけども、また後から教えてください。お願いしておきます。

滞納者の生活よりも、税の債権回収に重きを置いていることが見て取れると思いますけども、そういうことはございませんか。徴収率を上げるために控除しない方法を選んだのですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

滞納整理の一環としての財産調査により生活に困窮されていると思われる方には、納税相談以前の問題として、随時福祉部局への相談のご案内をさせていただき、生活の改善や生活再建をサポートさせていただいております。地方税には、滞納処分する財産がないときは滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは滞納処分の執行を停止することができるとあります。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

生活費まで差し押さえる口座差し押さえのこの白浜町の徴税行政のあり方は、滞納者の暮らしを考えた差し押さえであるとは思えませんが、いかがですか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番外（税務課長）

先ほどからと同じ答弁になるんですけど、滞納処分の執行については滞納されている方の個別の事情や生活状況等を考慮させていただきまして、総合的に判断させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

次に行きます。

年金や給与が振り込まれている口座差し押さえの場合、10万円の控除がされていない現状があります。違法の疑いがあるのではないのか、預金口座の差し押さえについてお伺いします。

給与や年金は、最低限の生活を維持していくために10万円の金額を控除しなくてはならないと法で定められていると認識を持っています。これは日本の最高法規である日本国憲法25条生存権をもとに制定された法であると理解するところです。給与や年金など差し押さえが禁止されている差し押さえ禁止財産が振り込まれている預金口座の差し押さえ件数は、不明である、集計していないとのことでありましたが、差し押さえ禁止債権が振り込まれている口座の差し押さえ件数は何件か、明らかにすべきではないでしょうか。

○議長

番外 税務課長 岩城君

○番外（税務課長）

日本国憲法は最高法規であり、生存権25条及び納税の義務30条に基づいて、差し押さえ禁止財産等を定めた国税徴収法の趣旨を理解して、日々徴税業務を遂行しております。

滞納されている方の預金口座につきましては、その他の財産や債権については多種多様なものがあり、それぞれを調査し、差し押さえ対象財産を総合的に判断しているところです。一概に給与や年金等の振込口座であるかないかだけでは、本人の生活に支障をきたすことにはならないと思われますので、給与や年金が振り込まれている預金口座の件数につきましての調査、または集計は不要と考えております。ご理解をよろしくをお願いいたします。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

次、行きます。

差し押さえ禁止債権である給与や年金が振り込まれているのを調査して、そして押さえているはずだと思います。過日集計していないとの話でありましたが、理解に苦しむところでございます。預金口座を差し押さえる場合、口座の調査を金融機関のセンターに問い合わせ、出入金残高などを調べることになると思います。ならば、年金、給与の入金など差し押さえ禁止になっている債権が振り込まれているかどうか把握して、差し押さえをしているはずであります。口座の中身を把握した上で口座差し押さえをしているはずで、差し押さえ禁止になっている給与や年金が入っているのを知った上で口座差し押さえであるのか、答弁を求めたいと思います。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

預金口座につきましては、金融機関の口座情報により、取引内容は確認いたしておりますので、給与や年金等の振り込みの有無はわかります。ただし、これにつきましては、預金債権として差し押さえを行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

白浜町に、昨年年金が振り込まれて3日後、残高が全て差し押さえられた事案が発生しました。税務課は年金の支給日が偶数月の15日と知らずに差し押さえをしたのか、あるいは知って押さえたのか。知って押さえたのであれば、差し押さえ禁止債権を狙った差し押さえになるのではと考えられます。年金の支給日が偶数月の15日と知らない中、押さえたわけがありますね。知らずに年金が振り込まれている口座を押さえたのか。15日が年金支給日と知って押さえたのか、その辺はどうですか。年金を押さえる意図があったんですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

年金の支給日は偶数月の15日であるということは承知いたしております。差し押さえに関しては、預金債権として行っております。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金は預金債権とか、そういう質問ではないんですよ。年金が入るのを知って、それを狙って押さえたんですかとお聞きしてるんです。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

丸本議員が言われてますように、年金を狙って差し押さえということではございません。あくまで預金という種類の中で差し押さえを行っております。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨年の9月定例会では、差し押さえ禁止債権である年金が預金口座へ入れば、預金債権になり差し押さえができるとの答弁でありました。今もそうですね。最高裁判所で平成10年に、差し押さえ禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生ずる預金債権は、原則として差し押さえ禁止債権としての属性を承継しないとの判決がありますと、昨年の9月議会で答弁をされています。差し押さえ禁止になっている給与や年金が振り込まれている預金口座を差し押さえしている根拠が、平成10年の最高裁の判例を根拠としていると理解をしてよるしいのですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

昨年9月議会で説明させていただいた平成10年の最高裁判所の判例は、給与や年金が振り込まれている預金口座を白浜町が差し押さえている根拠ではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

根拠ではないと。最高裁の判例が根拠で、年金や給与が振り込まれている口座を押しやっている根拠ではないと、こうおっしゃったわけですね。

であるなら、差し押さえ禁止債権の年金や給与が振り込まれている口座を差し押さえている、この根拠は国税徴収法に差し押さえ禁止財産である年金や給与が口座へ入れば差し押さえてもいいという、こういう条文がどの法律にありますか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

預金債権自体の差し押さえができる法の根拠は、地方税法及び国税徴収法であります。預金債権に関する差し押さえ禁止額を定めた法令はございません。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

いわゆる控除をしなくても差し押さえができるという、この法律はないんですね。

白浜町は、少なくとも年金が振り込まれている口座、これを差し押さえた事例が、昨年6月にあったんですよ。それは、差し押さえ禁止債権である年金が振り込まれているのを全て押さえたんです。九万何がし。ですから、差し押さえ禁止債権が口座へ振り込まれたら、預金債権となって、差し押さえができると、こういう法解釈のもと、白浜町は差し押さえをやっているわけですね。それが、差し押さえ禁止債権が預金債権になると、そしたら押さえてもいいという法律の条文がどこにありますかと私がお聞きしてるんですよ。国税徴収法にありますか。地方税法にありますか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

年金とか給与の差し押さえの場合は、先ほども述べさせていただいたとおり、国税徴収法により差し押さえ禁止額はないということでございます。ただし、預金口座については、そういった差し押さえ禁止額というのは明示しておりませんので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

次、行きます。

町長にこの場でご確認しておきたいことがございます。昨年の9月議会で、私は税についての質問をしております。答弁の中で、税法の適用に当たっては法に基づき課税、徴税を行う租税法律主義の原則と税の公平な負担を求める公平負担の原則という2つの理念のもとに成り立っていると、議会で答弁しています。租税法律主義とは何人も法律の根拠がなければ租税を徴収賦課されたりすることがないとする考えであるとのこと。白浜町が行っている差し押さえは法の根拠で押さえているのではなく、最高裁の裁判の判例を根拠にし、押さえを行っているのではないですか。議会では、租税法律主義、法に基づく課税、徴税を行うのが理念と答弁しております。言っていることと行っていることが一致しているとは思えません。

町長にお聞きしたい。現在白浜町の差し押さえは法に基づく差し押さえではない。行政側が法を守らず納税者に法の順守を説く、それは租税法律主義とは言えないのではないですか。言っていることと行っていること、言行が一致していると思いますか。ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜町が行っている差し押さえは法の根拠で押さえているのではなく、最高裁判所の判例を根拠にし、差し押さえを行っているのではないかとのご質問をいただきました。

滞納処分に関しましては、地方税法及び国税徴収法を根拠に執行しているところであります。昨年の9月議会で説明させていただいた平成10年2月10日、最高裁判所判決は、預金口座に振り込まれ、預金債権となれば原則として差し押さえ禁止債権としての属性を継承しない、承継しないという判例もあったということを提示させていただいたものであります。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長、今、平成10年の最高裁判決、これは私も昨年の9月に申し上げたんですけども、滞納処分の裁判ではないんですよ。民と民との裁判であって、私が質問してるのは、滞納処分についての質問なんです。ですから、最高裁の判例を議会でまた答弁するのは、これもまたあってええものかなと思うんですが。滞納処分の質問をしてるんですよ。民と民との裁判の判例をここへ持ち出してきて、いかがなものかなと、私は思います。

ですから、先ほども税務課長がおっしゃったように、差し押さえ禁止債権であっても口座に入れば、振り込まれれば預金債権となり、いわゆる財産となり押さえができる。これが国税徴収法の中にうたわれておるのか、預金債権になったら何でも押さえても構わんと、こういう条文があるのかということ、これをお聞きしてるんです。法にない、法にうたわれておるんですか。それが私は疑問なんです。明確な答弁はできんと思いますよ。

町長が今最高裁の判例を出してきましたけども、広島高裁とかあるいは大阪高裁でもことし9月6日でしたか、判決があったんです。その辺よく調べていただいて、今後の行政運営に生かしていただきたいと思います。

税の滞納による行政の差し押さえ事案ではなく、最高裁の判例です。金融機関と保証人との相殺の事案であり、民民の間での判例であります。滞納処分の判決ではありません。滞納

処分判決としては、平成25年広島高裁松江支部で、差し押さえ禁止債権である児童手当が預金口座に振り込まれた直後に行政側が口座差し押さえをし、その口座差し押さえの判決は、差し押さえをした行政側が敗訴したのではないですか。税務課長、いかがですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

平成25年の広島高等裁判所判決についても、承知いたしております。行政側が敗訴いたしました。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長、聞いていただけましたか。敗訴した。

ことしに入り、令和元年9月26日に大阪高裁で給与口座の差し押さえは差し押さえ禁止の趣旨に反するものとして、違法と判断しております。この判決は確定しております。税務課長、この判決をご存じだと思いますけども、行政側が勝訴しましたか、敗訴しましたか、ご答弁をお願いします。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

令和元年9月26日の大阪高等裁判所の判決につきましても、承知いたしております。行政側が敗訴しております。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

町長、聞いていただけましたか。

年金や給与の口座差し押さえの場合や預金口座を差し押さえる場合は、差し押さえ禁止財産の入金がないか、また、残高を含め出入金を調査することになってくると思います。預金口座に入る差し押さえをする場合、特に重要になってくるのが、住民との話し合い、面談であると思います。督促状や催告書、また差し押さえ予告書とかを送ることなく差し押さえすることがあってはなりません。

機械的に通知を出しても役所へ来ないから差し押さえるのではなく、家庭にはそれぞれの事情があり、役所から滞納者へ出向き、相談に乗り、差し押さえは最後に残しておく手段ではないかと思えます。機械的な差し押さえはないと断言できますでしょうか。予告なしでの差し押さえしたことはございませんか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

督促状につきましては、差し押さえ等の滞納処分の前提として法律に定められた書面です。督促状以外の催告書、差し押さえ予告書等については、法律の定めはなく、任意の通知となります。滞納処分の前提である督促状は必ず発送しております。催告書や差し押さえ予告書

等は必要に応じて送付させていただいております。

これらの文書を送付しても連絡がない場合、滞納されている方の自宅へ訪問すべきとのご意見ですが、納税を怠っていると延滞金も加算され、ますます負担がふえてまいります。納期限前、または滞納が蓄積する前にご相談いただければと思います。

私たちの本来の仕事は、催告文書を出すことでも差し押さえすることでもなく、納税者が納期限内の納付をいただけるようにすることだと考えております。機械的な差し押さえは行っておりません。

税務課職員が、差し押さえ等の滞納処分を行わない徴収方法は、徴収職員にとって一番楽な方法です。私たちの税金徴収という仕事は、それをやればやるほど苦情が集中する仕事であります。滞納処分の対象となる住民からはもちろんのこと、ご協力いただく財産債務者、他の債務者からのさまざまな苦情に日々対応しております。

白浜町は決して人口規模の大きな自治体ではなく、直接滞納処分を執行している担当職員と住民の距離は遠くなく、不都合を生じることもあります。それでも厳正な滞納処分を執行しているのは、多くの期限内納税者との公平公正を図るために担当職員が使命感を持って仕事をしております。本当に生活が困窮されている方や多重債務者の早期の発見につながり、結果としては住民福祉の向上に結びつくものと考えております。苦情の多さは、徴収職員が一生懸命職務を遂行している結果であります。滞納処分につきまして、丸本議員のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

そしたら、最後の質問をさせていただきます。

年金や給与などが振り込まれる口座を差し押さえられ、預金口座がゼロになり、果たして滞納者は最低の生活を維持していくことができるのか、心配になってきます。差し押さえ禁止債権である給与、年金なども、預金口座に振り込まれれば滞納額に満つるまで差し押さえが続くことになってきます。年金、給与などの差し押さえ禁止債権が振り込まれる口座の差し押さえに法的根拠がないと私は考えますが、年金や給与などの差し押さえを町が行っている現状であります。租税法律主義を議会で説くのはよいことですが、まずもって、法を順守し、徴税事務に行政側が努めるべきだと思います。

町長は差し押さえありきの現状を静観することなく、徴税行政のあり方を見直し、改めるべきだと思います。法の趣旨を順守した徴税事務をし、町民が税の負担に暮らしが壊されることがあってはなりません。

税の負担に耐えられない暮らしが壊れるような差し押さえを法は許していないと思います。国税徴収法を初め、生活保護法、児童手当法などに差し押さえ禁止財産が定められております。

白浜町は、徴税については法を順守しているとは言えないのではと思いますが、経済的弱者に対する徴税のあり方には疑問が生じます。

町長、あなたは白浜町のトップである白浜町長です。町民の暮らしを守るため力を尽くしてください。それがトップとしての宿命でもあり義務でもあると思います。県下一の差し押さえを静観することがあってはなりません。

再度お聞きします。徴税のあり方、徴税行政を見直し、また、改めるべきではと考えますが、いかがでしょうか。町長のご答弁をお伺いし、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思ひます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外 (町 長)

ただいま議員から、徴税行政のあり方を見直し、改めるべきではとのご提言をいただきました。

丸本議員におかれましても、税は行政運営を行う上で根幹となるもので、税の徴収につきましては、自治体の最重要課題と認識しておりますとのご理解をいただいております。

税、保険料の徴収につきましては、引き続き法令を遵守し、徴収の強化に努め、職務を遂行してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃる幾つかの判例につきましては、個別の案件ではありますが、滞納処分等についてその違法性が争われたものであると認識しております。

滞納処分に関しましても、法令の遵守は言うまでもなく、滞納されている方の個別の事情、生活状況を総合的に判断し、生活が著しく窮迫されていると思われる方には、福祉部局への相談をご案内させていただいたり、場合によっては、地方税法により滞納処分の執行停止をするなど、適切かつ慎重に対応してまいりたいと考えております。

何とぞ議員のご理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

5番 丸本君 (登壇)

○5 番

最後に、私は差し押さえのことについて質問をしましたが、裁判で敗訴してあるような事例もたくさんあるんですから、それをやっぱり順守して、行政運営を行っていただきたいと、このように申し上げている次第でございます。

以上で終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 59 分 再開 11 時 08 分)

○議 長

再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番堅田君の一般質問を許可します。堅田君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間はおよそ40分でございます。堅田君の質問事項は、1つとして、スポーツ合宿の誘致と観光振興について、2つとして、自主防災(火災予防)活動についてであります。

なお、堅田議員から資料配布の申し出がありましたので、これを許可し、既にお手元のほうに配布しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに、スポーツ合宿の誘致と観光振興についての質問を許可します。

7番 堅田君 (登壇)



## ○7 番

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、事前の通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まずはスポーツ合宿の誘致と観光振興についてお伺いします。

地方自治体では財政が厳しくなっていく中、いかに少ない投資で大きな効果が得られるかをテーマにさまざまな施策を講じてきていることと思います。昨日、先輩議員からもお話が出ました委員会行政調査で訪問した熊本県八代市、大分県竹田市、福岡県筑前町、それぞれ、その地域にある産業を売りに、県外や海外からの観光客を取り込もうとしていました。恐らくほかの地方自治体でも観光によるまちの活性化に取り組んできており、全国総観光地となってきたと思います。

ここ白浜町は、古くから湯治場として発展して、現在でも豊かな観光資源や大型施設があり、年間を通して多くの観光客がお越しになる観光が大きな基幹産業です。町に来ていただいて、その良さを知っていただき、また体験してもらう中でもう一度来たくなる町にしなければなりません。

ことしの夏も高速道路の南進により多くの観光客がお越しになり、1歳となった彩浜を見るために周辺は車で渋滞しておりました。しかしながら、台風10号の影響で10日の花火大会が18日に延期になったり、お盆の15日には豪雨となり、多くのキャンセルが出て宿泊施設などは大きなダメージが出ました。観光は多くの人に来ていただくということなのですが、観光じゃなくても白浜に来ていただいてお金を落としてもらうということはどういう目的でもいいんじゃないかと思っています。

その1つがスポーツ合宿です。このスポーツ合宿について、町としてのお考えをお聞かせください。

## ○議 長

堅田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

## ○番 外（町 長）

ただいま堅田議員より、スポーツ合宿についてご質問をいただきました。

スポーツ合宿につきましては、町の取り組みとして、白浜町スポーツ合宿等誘致事業費補助金交付要綱で、白浜町が管理する体育施設、文化施設、公園等の利用促進を図るとともに、地域資源を活用した地域経済の活性化に資するため、町へのスポーツ合宿、文化サークル活動合宿及び多くの集客、交流が見込まれる会議、研修会及び学会、MICEといえますけれども、そういったもの、並びに各種スポーツ大会を実施するものに対し、その費用を予算の範囲内で補助することと定めております。

また、近隣、1市5町と西牟婁振興局で取り組んでいる南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会が平成25年に発足しておりますので、広域でのスポーツ合宿等の誘致に取り組んでいるところであります。

町といたしましても、多くのスポーツ合宿、MICE、スポーツ大会で多くのお客様が白浜町にお越しいただき、観光振興、地域振興の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

## ○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

ただいま町長のほうから、スポーツ合宿、MICE、スポーツ合宿で多くのお客様で白浜町にお越しいただき、観光振興、地域振興の発展に取り組むとの答弁をいただきました。どんどん進めていただきたいと思います。現在白浜町でスポーツ合宿の受け入れ基準を教えてください。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

白浜町のスポーツ合宿の受入れ基準につきましては、白浜町スポーツ合宿等誘致事業費補助金交付要綱で、白浜町内で10人以上の団体で30人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿、文化サークル活動合宿、MICE、各種スポーツ大会を実施する団体に補助金の交付を行っておるところでございます。スポーツ合宿、スポーツ大会につきましては、宿泊の当日、または翌日に、白浜町が管理する体育施設、文化施設、公園等を利用すること、MICEにつきましては、宿泊の当日または翌日に町内の施設を利用するという条件がございます。

補助金額につきましては、宿泊延べ人数掛ける1,000円で、上限は1団体当たり20万円となっております。また、スポーツ大会につきましては、宿泊延べ人数が200人以上で20万円となっております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の答弁を要約すると、10人以上で延べ30泊以上、町内の施設を利用するということかと思うんですけども、現在白浜町におけるスポーツ合宿への今までの取り組みについて、どういったことをされてきてますか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

町としましては、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のプロモーションで大阪、東京の旅行会社を訪問し、また、平成28年、平成29年には、東京の全国町村会館にて旅行会社の約60名の方にお越しいただき、プロモーションと情報交換を実施しているところでございます。

それから、南紀白浜観光局と一緒に、主に京阪神の各大学の学生課、それから学生支援課を訪問し、プロモーションとご担当の方をお願いをいたしまして、各クラブ、サークル等へ白浜町の合宿用の資料を入れさせていただいております。平成29年から平成30年7月までは、各大学支援課への訪問は南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のコーディネーターにご同行いただきまして、各大学の担当者や関係者の方をご紹介いただいております。平成30年10月からは、町の観光課と南紀白浜観光局で各大学を訪問しております。

また、ことしの11月には、テニスコート利用促進の取り組みといたしまして、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のコーディネーターとともに京阪神の旅行会社11社を訪問しまして、白浜町テニスコートのPRの取り組みを行ってございます。

プロモーション等で知り合いになった旅行会社の方に実際に白浜町にご送客していただき、また、現在もさまざまな問い合わせをいただいているところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の答弁では、さまざまなノウハウを持っている旅行会社を訪問し、情報交換を実施したり、南紀白浜観光局とともに大学を訪問しているとのことですが、旅行会社の営業力や発信力は非常に高いものと考え、かなりの効果があるんじゃないかと思っています。せっかく南紀白浜観光局というものがあるので、相手と直接会って、心の通った活動にさせていただきたいと思いますが、令和元年度、ことしの上半期の受け入れ件数と人数、そして年間予算と現在の補助された金額を教えてください。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

9月末までの上半期で、スポーツ合宿が58件、補助金額は590万9,000円、それからMICEが38件、補助金額は331万6,000円、スポーツ大会につきましては、2件ございまして、補助金額は40万円となっております。上半期の合計につきましては98件、補助金額の総額につきましては962万5,000円となっております。また、ことしの当初予算額は1,300万円でございますが、これからまた下半期につきましても春に合宿が多くなることから、本定例会で200万円の補正予算を上程させていただいております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

上半期でスポーツ合宿とMICEの両方で合計98件の利用があり、補助金額が約960万円ということで、平均すると1件当たり約10万円相当の補助をしてるということになります。その補助がどれだけの経済効果につながるかということなんですけども、先ほどの答弁の中にもありましたように、平成25年にスタートしたこのスポーツ合宿の補助金ですが、平成28年11月8日付の全国紙に、3年間で19億8,000万円の経済効果があったと試算されています。また、ことしの10月29日の地元紙には、海外からの合宿で盛況として取り上げられております。そこには、白浜町は前年比149%となっており、特に6月のビーチアルティメット国際大会が5日間あり、10カ国の地域から700人が訪れ、5泊したと聞いております。延べ3,500人がカウントされたということで、白浜町における合宿の実績に大きく影響を与えた大会だと言えます。

こういったことを踏まえて、スポーツ合宿における白浜の特徴は何だと考えていらっしゃいますか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

スポーツ合宿における白浜町の特徴としまして、他の市町同様、体育会系のクラブも来ら

れておりますが、サークルが多いのが特徴でございます。観光地でありますので、合宿の最終日や中日に白浜町内を観光という日程を組んでいる場合もございます。

白良浜では、5月にはトライアスロン大会、それからビーチラグビー大会など各種大会や合宿なども開催され、6月にはビーチアルティメットアジアオセアニア大会が開催され、大変にぎわったところでございます。

今後もビーチを活用したスポーツ合宿等の誘致について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の課長の答弁の中で、5月にはトライアスロン大会とビーチラグビー大会があるとおっしゃいましたが、ビーチラグビー大会は6月に開催していることを指摘しておきます。

また、先ほどの答弁ですと、トライアスロン大会とビーチラグビー大会はスポーツ合宿の補助金をもらっていると誤解されると思いますが、もらっていないということもつけ加えておきたいと思えます。

ここで先ほどお配りをした資料について見ていただきたいんですけども、これは平成30年度県外からのスポーツ合宿受け入れ実績なんですけど、縦軸に市町別の施設名、横軸には4月からの月別でそれぞれのスポーツ合宿補助金の利用人数が記載されております。南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会では、6つの市町で構成され、それぞれが国体で使用されたもの、また、使用されていないものも含め、事業実施を展開しています。白浜町としては総合体育館、白浜町テニスコート、白浜球場、白浜会館、町民プール、町立体育館、町立武道場の7施設が記され、これを見ると平成30年では、平均で1万3,176人がこのスポーツ合宿の補助金交付を受けています。施設別では総合体育館が全体の約41%の5,482人と一番利用しやすいということとなると思えます。月別では、8月、2月、3月が多いようです。これは白浜町だけに限ったことではなく、ほかの市町を見ても同じ数字となっております。これらはどういうふうに判断されていますでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

ただいま、スポーツ合宿受け入れ実績一覧表からご質問をいただきました。

スポーツ合宿は主に大学生が長期休暇となる7月下旬、8月、9月上旬と、それから2月、3月となっておりますので、この間の利用者が多い状況であると判断をしております。また、7つの施設の中で総合体育館の利用が一番多く、やはり総合体育館という施設でございますので、空手、バスケットボール、ダンス、レクリエーション、バレーボール、卓球などさまざまな競技で利用されているところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

この表から見て、白浜町から少し離れますけども、上富田町を見ると、施設としては上富田スポーツセンターのみとなっております。受け入れ人数としては年間を通して毎月利用され

ています。このスポーツセンターでは、日本トップクラスの誘致に成功しており、来年開かれるオリンピック7人制ラグビーの日本代表や、サッカーのJ1のチームであったり、また、ことしワンチームという言葉が生まれたラグビーワールドカップのナミビア代表と、世界国代表の合宿の誘致に成功しております。こういった代表レベルが合宿できる施設であるということで、それぞれのスポーツ専門紙に取り上げられたり報道されることにより、誘致することが非常に楽になると思います。

それぞれのスポーツの代表が合宿できるというだけで、合宿地を探すのには十分な宣伝効果となり、そういったチームみずから合宿申し込みが来るようで、聞くところによると、上富田スポーツセンターの週末は予約ですべて埋まっていると聞きます。

そこで伺いますが、以前サッカーやラグビーなどができる施設ができるとうわさで聞いたことがあるんですが、そういったふうな競技場があれば年間を通したこういうふうな利用数がふえると思うので、その必要性和予定なんかはございますでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

白浜町内にも、少年サッカークラブ等が練習する施設はございますが、サッカーやラグビーなどができる施設を新たにつくる計画等は現状はないところでございます。

町にもスポーツ合宿のさまざまな問い合わせをいただく中で、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会と連携して合宿誘致をしており、サッカー場の問い合わせをいただいた場合には、南紀エリア内の他の市町のサッカー場を紹介していただいております。また、逆に、他の市町の施設が予約で埋まっている場合につきましては、白浜町の施設を紹介いただいております。南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のコーディネーターに調整をしていただきながら、お客様に広域で利用をしていただき、南紀エリア内での合宿の受け入れに対応しているところでございます。

町にはサッカー等のスポーツ施設はございませんが、他の市町のスポーツ合宿の宿泊先としてご利用いただいていると考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

計画がないというふうなお答えですが、他の市町と協力をし合って紀南をスポーツ合宿として盛り上げていってほしいと思うところでありまして、来年、先ほど申し上げました東京オリンピックがあり、世界各国からさまざまなスポーツ選手が来ます。地元紙によると、田辺市ではバレーのカメルーン誘致に乗り出していると掲載されていましたが、実はまだカメルーン自体はアフリカの代表に選ばれているわけではないと聞いています。しかしながら、誘致に動いているそうなんですが、白浜町ではオリンピックに向けてどこかの国のチームに働きかけていますか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

南紀エリアでのオリンピックキャンプ受け入れについては、昨年11月に南紀エリアスポ

ーツ合宿誘致プロモーションで東京の旅行会社20社を訪問した際も、ラグビーワールドカップ事前キャンプやオリンピック事前キャンプの誘致プロモーションも同時に行い、上富田町のラグビーワールドカップ大会のナミビアや田辺市のバレーボールワールドカップ大会のカメルーンキャンプの誘致につながっているところもあるかと考えております。

白浜町では、オリンピックキャンプの受け入れにつきましては、施設や用具等の課題等もございまして、誘致はできていない状況でございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

白浜では、海開きの時期が元に戻されるということですが、白良浜のような真っ白なビーチ、きれいなビーチは日本一だと思っております。毎年春から夏にかけて白良浜ではたくさんビーチスポーツ大会が開催され、全国的にもビーチスポーツが盛んな町だと思うんですが、今からでもオリンピック参加代表に仕掛けてみる予定はございませんか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

昨年11月の南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会での東京でのプロモーションで、オリンピック事前キャンプ誘致もあわせてプロモーションを行いました。実際に旅行会社を訪問して、昨年11月の時点でも決して早いオリンピック事前キャンプ誘致プロモーションではなかったと考えております。東京オリンピック開催まで8カ月余りですが、開催チーム関係者との協議、また、施設の下見、宿泊等の調整課題事項が多々あり、大変難しいところがございます。

しかしながら、今後は国際大会規模のスポーツ大会等の誘致につきまして、取り組みを進めていきたいと考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の答弁では、プロモーションが遅かったと。もっと早くプロモーションを行ってればよかったということなんですけれども、今後さまざまなスポーツ大会や、特に国際大会などは数年前から企画し、開催される年度や場所が決定してきますので、積極的に進めていただきたいと思います。もちろんご存じだと思いますけれども、2021年5月には関西でワールドマスターズゲームが開催されます。あと1年ほどですが、この辺もアプローチをしていただきたいと思います。

続きまして、この補助金の交付について伺いますが、白浜町での7施設については、施設の利用料、使用時の鍵や電気の使用のため管理している管理人さんと打ち合わせや利用時間などが必要となり、補助金申請の交付条件の10名以上の団体、白浜町が管理する施設の利用となっておりますが、このスポーツ合宿の誘致助成金の申請から決定、交付までの流れはどうなっていますか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

ただいま補助金の交付申請の件につきましてご質問をいただきました。

申請者は事前に補助金交付申請書と日程が記載されている書類を町に提出していただきまして、書類審査で要綱に適合している場合は交付決定通知書が申請者に発行されることとなります。申請者は合宿終了後に実績報告書兼交付請求書、日程が記載されている書類、それから参加者名簿、宿泊者数等証明書、体育施設等の使用許可書兼領収書を町に提出していただくこととなります。提出された関係書類を精査した後に、補助金額確定通知書を申請者に発行いたしまして、その後に申請者の指定口座に補助金を入金するということとなります。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

交付条件の中には白浜町の施設の利用と宿泊人数などが決められていますが、その確認はどうやってされていますか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

合宿終了後の実績報告書提出時に使用施設の領収書及び使用許可書のコピー、それから宿泊証明書の関係書類と一緒に提出してもらっておりますので、それで確認をしているところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

交付条件の中には、白浜町が管理する体育施設、文化施設、公園等と書かれています。この公園等に白良浜が含まれているということで、ほかの市町にはない項目なんですけども、この公園という部分が白良浜を含むとなると、全てのスポーツが対象となると思います。例えば野球場なら野球、ソフトボール、体育館ならバレー、バスケット、ダンスなど、テニスコートならテニスといった具合に、ある程度施設利用には限られたスポーツしか利用できませんが、白良浜も対象となっていれば、朝の体操であったりジョギングやアップやどんなスポーツでも誘致できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

平成29年から各大学の学生課、学生支援課を訪問してきましたが、複数の大学で白浜町が管理する体育施設のみの使用ではなく、白良浜での利用が補助金対象とならないかについてお話がございました。例えばサッカー部が白良浜内をジョギングまたはアップで利用できないかというお話もいただいております。スポーツ合宿につきましては、町内の体育施設等を利用する団体がほとんどであります。今後は白良浜を利用したビーチスポーツ等も誘致していけるのではないかと考えておりますので、取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

このスポーツ合宿というのは、先ほどの資料にもありますように、8月、2月、3月の利用が多いということなのですが、これは主に学生を中心とした大学生や高校生、そして中学生を誘致しているからだと思うんですが、この時期は学生さんが休みで、白浜町にとっても一般のお客さんが来られるハイシーズンと重なっています。一般の観光客さんが多く来てくれる時期にスポーツ合宿が多いというのは仕方ないかもしれませんが、もっと観光客の少ない時期、例えば9月、10月、11月に県外の町内会であったりとか親子クラブであったり、企業の福利厚生や研修会などを対象でやってみるといいんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）

補助申請の中には、町内会、親子クラブ、企業の研修会での申請もございます。例えば企業であれば4月の新人研修時に白浜町内の各施設や宿泊施設等での研修会を行っているところもあり、また、親子クラブや企業の福利厚生等で施設を利用した運動会やレクリエーション等も行われております。今後、このような団体の合宿やMICEでさらなる受け入れができればと考えているところでございます。

また、オフシーズン限定の合宿補助制度につきましては、白浜町では実施していないところでございますが、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のオフシーズン施設利用助成金制度というものがございまして、5月、6月、それから10月から12月の平日の利用で、合宿期間中の施設使用料金が半額となる助成金制度もありますので、広域での取り組みを行っているところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今までのような観光客も大事なことです、MICEなどであちこちに働きかけて誘致することも並行してやっていくことが大事だと思います。このスポーツ合宿は地元紙でもその効果が大きいとされています。白浜町の年間の観光客は300万人を超えていて、このスポーツ合宿での誘致は1%にも満たない数字ですが、あらゆる分野から大会、講演会、研修会を誘致すればいいと思いますが、考えをお聞かせください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

スポーツ合宿の誘致につきましては、人数的にはまだまだ少ない数字ではありますが、スポーツ合宿のみならず、さまざまな大会や講演会、研究会の誘致も今後とも行ってまいりたいと考えております。

また、合宿や大会等で白浜町へ来ていただいたお客様が白浜町を気に入っていただき、合宿や大会等だけではなく、観光等でも白浜町へ何度も来ていただけるようなリピーターになる、そこから白浜町への再訪につなげていきたいと考えております。

また、オフシーズンの平日や夏場以外などにスポーツ合宿や大会を誘致することで、いわ



ゆる通年型の観光地を目指したいと考えておりますので、議員のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

通年型の観光客ということで、ハイシーズンだけではなく9月、10月、11月に誘致することにより、安定した雇用の場も生まれ、持続可能な観光振興につながることを指摘して、私の1つ目の質問を終わります。

○議 長

以上で、スポーツ合宿の誘致と観光振興についての質問は終わりました。

次に、自主防災（火災予防）活動についての質問を許可します。

7番 堅田君（登壇）

○7 番

続きまして、自主防災（火災予防）活動について、質問させていただきます。

日本は世界的に見ても災害の多い国です。巨大地震、スーパー台風、火山の噴火など自然災害が多く、ことしも台風15号、そして19号による大雨、暴風、洪水、土砂災害が起これ、関東、東海、中部地区では堤防決壊により多くの家屋が浸水し、多数の犠牲者を出し、今もなお復旧が進まず不自由な生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。

当地方においても巨大地震による大津波が予想されており、いつこの日常生活ができなくなるかもしれないということを日ごろから想定して準備しておくことは重要なことだと思います。

白浜町では国土強靱化地域計画の策定が急務となっており、人命や地域社会への被害が致命的なものにならないように、また迅速に回復できるように年内策定を目標にしていると説明がありました。これらの災害は私たち住民が注意しても防ぎようがなく、なるべく被害を小さくしていくこととなる自然災害ですが、これからの季節は乾燥した強風が吹き荒れることによる火災の多発する時期でもあります。11月には秋の予防火災運動、12月末には年末火災予防運動が実施されております。火災の多くは私たち一人一人の注意により防ぐことのできる災害とも言えるのではないのでしょうか。大きな被害をもたらす自然災害が多発する一方で、不注意が原因とされる火災について町長の見解をお聞かせください。

○議 長

堅田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員から、火災についてご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、日本は自然豊かで四季折々の恵みがある一方、自然災害が世界的に見ても発生しやすい国土となっており、近年では、東日本大震災や平成30年7月豪雨、また令和元年台風第19号被害など、局地的な豪雨や台風等による自然災害が日本各地で頻繁に発生しており、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測されていることから、住民の生命、身体、財産を災害から守る地域防災力の強化が一層重要となってきております。

ご質問いただきました火災についてですが、これからの季節は火を使う機会が多く火災が

発生しやすい時期となることから、消防本部、消防団において、秋の火災予防運動、年末警戒等を通じて、より一層の火災予防を町民の皆様呼びかけているところです。

火災につきましては、まずは起こさない、起こさせない、起きた場合の被害を最小限にする取り組みが大切だと考えています。特に火の取り扱いが不注意で火災になる場合は、防ぎ得る事故ですので、町民の皆様には、日ごろから火の取り扱いに対しまして十分注意していただきたいと考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の町長の答弁にもありましたように、まずは起こさない、起こさせない、起きた場合の被害を最小限にすること、また、火の取り扱いには十分注意すること、まさにそれに尽きると思うんですけども、地震や台風などの自然災害は私たちがとめることができませんが、火災については火気の取り扱いの不注意や不始末が原因と言われてはいますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

議員ご質問の失火による火災についてでございますが、全国の消防事情を取りまとめた平成30年消防白書によりますと、出火件数3万9,373件のうち、2万7,755件、70.5%が失火によるもので、議員のおっしゃるとおり、その多くは火気の取り扱いの不注意や不始末からの発生となっております。

白浜町平成30年の出火件数でも同じく失火によるものが多く、10件、約56%であり、放火によるものは1件と少ないものとなっております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の消防長の答弁からも、火災は自然発火ということはほとんど起きないということになるのでしょうか。火災はどこで起きるのかというと、たばこ、放火、コンロ、たき火、ストーブなどが原因となるように、私たちの身の回りで起こる災害ということになります。どんな大きな災害であっても、初めは小さな小さな火であり、それが大きくなっていきます。火がまだ小さいときにはバケツや消火器などで消火はできると思いますが、大きくなってしまえば、火災の消火は容易なことではないので、いかに早く消火するということが非常に重要なことであることは言うまでもありません。

そこで、白浜町における近年の火災の件数をお伺いします。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

白浜町における近年の火災件数についてご質問をいただきました。

過去5年間における火災件数ですが、平成26年は9件、平成27年は17件、平成28年は6件、平成29年は17件、平成30年は18件となっております。

周辺市町との比較をしましたところ、平成30年の周辺市町の火災件数は、田辺市29件、上富田町9件、すさみ町1件、串本町13件となっております。数字が非常に小さく年ごとにばらつきがありますが、人口比での比較については大きな差はないものと考えてよいものと考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

年によって火災の多い年と少ない年があるようですが、白浜町には消防職員、地域には消防防災のリーダーでもある消防団が設置され、平時、非常時にかかわらず地域に密着し、住民の生命と財産を守る重要な役割を担っております。先ほど申し上げたように、火災に対して消火活動が早ければ早いほどその被害は小さく、時間との戦いだとも言えます。もちろん、そのときの気象状況によっても左右されますが、白浜町では住民の通報から現場到着までの距離も関係すると思いますが、平均何分で現場に到着しますか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

消防団は町内各地域に配置され、その活動につきましては、火災や風水害、そのほかさまざまな災害に対応し、地域に根差した活動を行っており、地域住民の安全・安心を守る組織として重要な役割を果たしていると認識しております。特に消防署から遠隔地において発生する火災などにつきましては、地元消防団によるいち早い消火活動が大きな効果を上げているものと考えております。

ご質問いただきました火災現場到着までの時間についてでございますが、平成30年の出動指令から現場までの到着時間は平均で9分45秒となっております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

出動指令から現場までの時間が平均で9分45秒。遠隔地もあるということなので、もっと近いところであればもっと早く現場に到着するのではないかと思います。住民が出火から通報して消防車が来るまでの9分45秒の間に、現場にいる人が何ができるかということなんですけども、バケツや自宅のホースや消火器などを使った身の回りのものでも消火活動はできますが、町内の地域には赤色のボックスが町内会館の近くや道路沿いなどに設置されており、そこにはホース格納箱と記されたものや、消火器と記されたものがありますが、これらはこういったものでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

火災現場近くにいる人には、安全な範囲での初期消火作業を行っていただければと考えております。

初期消火作業の内容は、現場の状況により違いがあると思いますが、その中にはホース格納箱の消火器具や消火器を使った初期消火作業が行われることがあります。ホース格納箱や

消火器と記載されたボックスは、消防車が火災現場に到着するまでに付近に居合わせた人や住民の皆様が初期消火をするために設置した消火器具であり、町内会や区で設置をしているものでございます。ホース格納箱は消火栓の近くに設置されており、その中には、消防ホースと放水するための筒先、それと消火栓のふたをあげ、消火栓の栓をあけるための消火栓レンチなどが収納されてございます。また、消火器と記載されたボックスについても、町内会や区で設置されているものであり、箱の中には消火器が収納されてございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今のホース格納箱は、気がつけば目につくと感じて、あるところと余り見かけないところがあるように感じますが、それは白浜町内には何カ所ございますか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ホース格納箱の数でございますが、少し前の数字になるんですが、白浜町全域で約138カ所確認してございます。各地域での確認状況ですが、白浜地域1、湯崎地域4、西富田地域で65、南白浜地域8、北富田地域20、富田地域1、椿地域7、日置地域6、三舞地域で4、川添地域22となっております。また、地域によっては個人のお宅に設置していただいているところもあるとお聞きしております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

町内会や区で設置しているということですが、今のご話ですと、地域によってばらつきがあるようです。白浜消防署としてはこれまでこれらの消火器具について何らかのかかわりを持ってこられたのか、もしくは指導はされてきてますか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

消防署とホース格納箱とのかかわり方についてのご質問をいただきました。

消防本部では、最近、町内会や区からホース格納箱の設置替えや新規設置についての相談をいただいております。その際、ホース格納箱は約十数万円で設置できる消火器具であり、大量の水を放水できることから、素早く正確に行うことができれば、初期消火に効果があるといったお話をさせていただいております。また、安全に使用するため、使用経験や訓練された人による使用が前提であるといったお話もさせていただいております。

ホース格納箱に対しまして、消火器につきましては1セット約1万円で安価であり、使用方法が容易なことから、地域の多くの皆様による初期消火作業がより安全に素早く実施できる器具であることもお話しさせていただいております。

そして、ホース格納箱の消火器具を使用した消火作業につきましては、必ず消火栓を使用することとなりますので、注意事項として、ふたをあけるときの、ふたをあける作業の危険性、放水するに当たっての水圧による危険性、また、消火器は道路に設置されていることが多い

ことから、さまざまな危険性があるといった説明もさせていただいております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の消防長の答弁の中で、やはりふたをあけるときの危険性とか、放水に当たっての水圧の危険性について説明をされているということなんですが、設置されている町内会や区にそれぞれ説明されているということでしょうか。地域の防災訓練の協力要請があったのみで、それ以外訓練のないところには今の危険性は周知できてますか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

設置されている全ての町内会や区に周知、説明はできておりません。訓練や説明会を申し込まれた場合に周知、説明会を実施しております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

周知されていないということで、先日地元の町内会長さんから相談を受けまして、そのホース格納箱の中を見させてもらいました。中には筒先と言われる管槍が1つ、消防用ホースと、先ほど説明があった消火栓をあけるための道具が1つ入っていました。私は約17年間地元の消防団に所属しておりましたが、その中に入っている道具それぞれが見るからに古く、消火するのに適しているのかどうか、不安になるような状態でありました。

どういうものかという、ホースの両端には金具が取りつけてあるんですが、それらを固定するための針金のようなものがさびているように見えますし、金具を固定、保護するためのゴム製かプラスチック製の部分がぼろぼろになって朽ちている状態でした。果たしてそれらは火災が発生したときに使用しても問題ないものでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ホース格納箱内の消火器具の状態についてのご質問をいただきました。

議員が確認された状態であれば、火災時に使用するとすると金具の不具合やホースの内張りの劣化で水漏れなどが予想されるところでございます。ホース格納箱設置後、年数経過があると思われる地域を、消防職員が目視ではありますが確認してきましたところ、水漏れする可能性があるのではないと思われるホースが一部確認されているところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

水漏れする可能性があると思われるホースが一部あるということなんですが、それらが水漏れだけではなく、重大な事故につながる可能性もあるんですけども、それらを管理しているのが区であったり町内会であったりするわけなんですけども、何年も前からになると、今管理している会長さんたちはそのことを理解しているのでしょうか。これは聞いてもわから

ないことかもわかりませんが、知っている限り教えてください。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ホース格納箱の現状につきまして、町内会長や区長の理解度についてのご質問でございますが、設置していることについては把握されていると思いますが、ホース格納箱内の消火器具の劣化具合については、確認結果から推測しますと把握しきれていないのではと感じるところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

把握されていないということで、恐らく火災予防訓練を実施してない地域に設置してあるホース格納箱は、設置された当初から一度も水を通したことがなく、格納箱から出されたことも数十年ないことも考えられます。そんな状態でもし目も前で火災が起きて、消防車が来るまでの先ほどの9分45秒の間に地元消防署員や消防団のOBの方々がこれを使うということは十分想定できます。そのためのホース格納箱と思うんですが、繰り返しになりますが、水圧をかけていく中でホースが破裂したり、不具合で事故が起きたりする可能性はありませんか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

適切に管理されていないホース格納箱の消火器具を使う上での危険性についてですが、火災時に使用するとすると、金具の不具合やホース内張りの劣化で水漏れや、最悪ホースの破損、破裂することなどが予想されるところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今の答弁からは、格納箱に装備されているものが非常に危険な状態であるということの見解なんですけども、今のままいつまでも使用できる状態で設置しておくことはまさに危険なことだと思います。何らかの対応をとらなければならないと思うんですけども、消防経験のない方ばかりの組織では、その使用についての安全性や使用方法にどれくらい知識があるのか判断できないので、日々職務に大変お忙しい消防職員だと思うのですが、地域の方々とともに訓練や点検をしたほうがいいと思うのですが、いかがですか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ホース格納箱の訓練や点検については、地域において実施する防災訓練などで取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

消防本部では、町内会や区の防災訓練を実施する際、事前に訓練内容等についての協議をしておりますので、ホース格納箱を設置している地域につきましては、訓練メニューの中に

ホース格納箱に関することについても取り組んでいただけるようお願いしたいと考えております。

地域にお住まいの消防団員の方は、消防防災のリーダーとして地域の防災訓練に参加して、ホース格納箱の点検をする際には、消防団員の目線で見えていただくこともできると考えるところでございます。また、点検につきましては費用が発生しますが、専門業者に依頼できることについても協議の場で伝えたいと考えております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

専門業者に依頼という話も出ましたが、そういった方々の意見や判断を聞いてみることで、費用的な部分も鑑みて、消火器にホースから変更してみたりと、あらゆる方法で地域住民と業者と連携をとってホース格納箱のあり方を指導してみたいはいかがでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ホース格納箱についての今後の方針ですけれども、町内でも設置の有無はその地域によってさまざまであります。設置している地域につきましては、初期消火器具の導入を検討した結果、ホース格納箱を選択し、設置しているものと理解しておりますので、管理についても地域で取り組んでいただきたいと思いますと考えております。器具や機材をどのようなものであっても時間とともに劣化するものでございます。今後は、更新についても検討していただく必要がありますので、その際はホース格納箱と消火器、各消火器具の特性などについてもお話をさせていただき、設置している消火器具の更新や変更を検討するなど、今の地域に合うものを導入していただけるよう、各地域に積極的な指導をしてまいりたいと考えております。

消防本部としましては、地域の事情や特性などを考慮し、その地域に合う初期消火器具を地域の皆さんとともに考え、指導に努めてまいりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

最後に地域防災、初期消火の重要性から地域に設置されている消火用具は、安心安全で女性にも使いやすいものであることが重要ですし、日ごろの訓練への参加も消防署からも働きかけていただき、防火意識の向上に努めていただくよう指摘して、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、堅田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時59分 再開 12時58分）

○議 長

再開します。

丸本議員から午後から欠席の届けがございまして。

それでは、引き続き、一般質問を行います。

3 番南君の一般質問を許可します。南君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は 40 分でございます。南君の質問事項は、1 つとして、韓国友好都市果川市と泰安郡の交流について、2 つとして、風致地区の土地の買収や寄附についてであります。

初めに、韓国友好都市果川市と泰安郡の交流についての質問を許可します。

3 番 南君（登壇）

### ○3 番

3 番南です。よろしくお願いいたします。早速始めさせていただきます。

韓国友好都市果川市と泰安郡との交流について、お伺いいたします。

平成 21 年には果川市と、平成 29 年には泰安郡と、我が白浜町は友好都市の締結をしております。国と国との間では、歴史教科書、慰安婦、徴用工や輸出規制の強化、日本製品の不買運動、G S O M I A 等いろいろな問題が山積しております。経済面の一部を見ても、日本から韓国へのビールの輸出は前年 10 月は約 8 億円でしたが、減少が激しく、ことし 8 月には 5,000 万円、10 月にはついにゼロになりました。清酒も前年度比 99% 減、インスタントラーメンもゼロに近くなっていると報道されております。

こんなに日本から韓国への輸出が激減しているのは、日本製品への不買運動が起きているのが原因の 1 つでございます。韓国からの訪日客も日本各地の韓国便が減便になったり、運休して激減しております。今、日本に行くかどうかという目で見られるのか、また、へたに日本へ行くと思わぬ不利益を被る、日本に行きたいが行けない、こういうのが実態ではないでしょうか。この 1 年間、日韓関係は政治、経済ともに決して良好な関係とは言えません。国と国との関係を町議会で聞くのはどうかと思います。

そこで、我が白浜町と韓国友好都市 2 都市とのことを聞いてまいりたいと思います。

この 1 年間、町や民間のバレーボール協会や語学研修等、我が町が関係した事業と平成 21 年から 29 年までの韓国友好都市との交流にかかった費用、そして、年度別にどのぐらいの金額なのか、お答え願いたいと思います。

### ○議 長

南君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

### ○番 外（町 長）

ただいま南議員から、韓国の友好都市、果川市と泰安郡との交流につきましてご質問いただきました。

全国的に海外との交流が進む中で、さまざまな分野で民間における国際交流活動や海外からの観光インバウンドが拡大しています。白浜町では、近年、東アジアの国々を中心に海外からの観光客が年々増加の傾向にあり、国際的な対応が求められる時代となっています。

第二次白浜町長期総合計画におきましても、グローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人づくりやまちづくり、国際性に富んだ地域社会の創造に向けた取り組みを進めていくことを盛り込んでおり、これらのことを実現していくためには、まず、住民の国際理解に対する意識向上を図り、次代を担う子どもたちが国際的視野を持ち、国際化社会の中で柔軟に対応できる力を身につけることが大切であると考えます。

そのために、教育、文化、芸術、観光産業などさまざまな分野で諸外国と垣根をつくらず交流していくことは、大変有意義なことであると考え、現在、韓国の 2 都市との間において



友好都市提携を結び、交流を深めているところであります。

両都市との昨年12月以降の実施事業とそれに伴う費用、また年度別の交流費用につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま南議員より、果川市と泰安郡の交流についてのご質問をいただきました。

昨年12月以降の実施事業については、青少年語学研修、代表団訪問受け入れ、スポーツ交流を予定していましたが、日韓関係悪化の情勢により韓国側より中止の要請があったところで、実施した事業はないというのが現状です。

また、韓国の都市と交流をスタートした平成21年度以降の交流費用については、平成21年度が408万8,000円、平成22年度が478万2,000円、平成23年度が342万2,000円、平成24年度が462万2,000円、平成25年度が266万6,000円、平成26年度が290万1,000円、平成27年度が168万1,000円、平成28年度が145万8,000円、平成29年度が285万1,000円、平成30年度は204万円となっています。

積み上げますと、今までで3,051万1,000円というのがこの交流事業に対して町として支出した金額となっています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ことし7月11日付で町長より「友好都市泰安郡公式訪問に伴う8月9日歓迎晩さん会への出席のお願い」ということで、我々議員にも要請がありました。しかし、その後、急遽中止になったと連絡がございました。その前にも果川市の白浜への公式訪問も予定があったらしいのですが、中止になっております。また、日本国内の他の自治体でも韓国訪問を断られたケースも数多くあります。

2都市との間で何年間も交流し、多額の費用と職員の労力もかかっております。交流も断られています。このような結果になっているのは非常に残念でございます。国と国との不信感、自治体と自治体の不信感が残らないか心配でございます。友好都市2都市との現況を白浜町としてどう捉えているかご答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

果川市や泰安郡との交流の現況につきましては、現在韓国側からの訪問だけではなく、当町からの訪問も受け入れが困難な状況となっています。そのため、両都市との交流再開のめどが立っていない状況であり、非常に残念に感じているところであります。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

本当に向こうからも来るのが向こうから断られ、断られているというか、中止になり、当

町からのある団体も、向こうへ行こうかなと言った向こうからもちょっと受け入れが困難と、非常に残念でございます。

昨年12月、町長答弁で、国際交流についてスポーツ交流や語学研修等を中心にこれまで以上に継続してまいりたいと、町長は答えておられます。これは去年の12月の楠本議員に対する答弁でございます。このような状況の中、白浜町はしばらく静観するのか、また、交流を中断するのか、あるいは自治体同士の交流より民間主体となってやっていくのか、今後の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

国際交流は人と人との繋がりであります。文化交流などを通じてお互いの文化や歴史を再認識し、活性化につなげていくことは大変重要なことだと考えます。また、伝統文化や芸術面での交流が深まることは、お互いの国を深く知るきっかけにもなります。

当町としましても、長年培ってきた交流については再開できることを望んでおりますが、日韓関係悪化の情勢を考えますと、すぐの再開は難しいと考えているところであります。

議員もご承知のように、日韓両国には歴史認識の違いがあることは事実であります。歴史認識の隔たりや葛藤があり、日韓関係に大変難しい局面になっております。ここはやはり、国レベルでの政治、外交ルートを通して、粘り強く、お互いに信頼関係を構築できるような、そういったパートナーとしてさまざまな課題と向き合って解決できる道を探るべきだと考えております。

また、今後の交流の考え方につきましては、引き続き自治体同士の交流を中心に民間交流もあわせて取り組みを進めてまいりたいと考えています。民間交流につきましては、現在、バレーボールを中心としたスポーツ交流を継続しているところでありますが、スポーツ交流以外にも民間交流が広がっていくよう期待しているところであります。

○議 長

3番 南君(登壇)

○3 番

それでは、この件に関しては、これで終わります。

○議 長

以上で、韓国友好都市果川市と泰安郡の交流についての質問は終わりました。

次に、風致地区の土地の買収や寄附についての質問を許可します。

3番 南君(登壇)

○3 番

白浜を代表する景勝地である円月島を目の前に望める風致地区の森林というか、土地についてお伺いいたします。

まず、風致地区に関する質問です。県下の自治体で風致地区を指定しているのは和歌山市と白浜町ですが、具体的に白浜町のどの地域を指すのか、またどのような目的で風致地区を定めたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

白浜町におきましては、昭和40年代に観光地を目的とするゴルフ場やマンション等の開発が急増し、この傾向は都市計画区域全域に広がり、これを放置すれば、海岸及びその背後丘陵地の破壊が進むものと考えられるので、昭和49年に現在の風致地区の指定を行い、自然環境の保全と景観の保護を図るよう努めてきております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

○議長

番外 建設課長 玉置君

○番外(建設課長)

ただいま南議員より、風致地区の指定に関するご質問をいただきました。

和歌山県内における風致地区の指定状況は、昭和16年に和歌山市の6地区約394ヘクタールが指定された後に、白浜町においては昭和23年に6地区を指定し、その後、昭和49年に現在の9地区342ヘクタールに変更されております。指定されております白浜町の9地区につきましては、臨海地区、白良浜地区、千畳敷・三段地区、平草原地区、古ヶ浦地区、藤島地区、大池地区、西山地区、畠島地区となります。

風致地区というのは、都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれらの自然環境と調和した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に、都市計画法により定められたものでございます。風致地区に指定することで、山並みであるとか丘陵地、河川及び市街地に残る緑地などの風致資源の維持・保全、また、良好な住宅地の保全・創出、そして良好な景観の形成という効果がございまして、これらの目的及び効果に鑑みまして、白浜町内の9地区が指定されたというふうになってございます。

○議長

3番 南君(登壇)

○3番

風致地区での規制は自治体によって定められておりますので、地域ごとに差はありますが、臨海地区での建物制限、建ぺい率、高さ、緑地面積、宅地造成等はどうなっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長

番外 建設課長 玉置君

○番外(建設課長)

ただいま、臨海風致地区内での規制についてのご質問をいただきました。

臨海風致地区は、臨海地域一帯と阪田公園までの海岸部の区域135ヘクタールが風致地区に指定されております。風致地区には、規制が厳しい順に第1種、第2種、第3種、第4種の4つの種類がございます。臨海地区におきましては、第1種と第2種、第4種と、この3つに区分されており、その許可基準につきましては、第1種風致地区内で建築する場合、建ぺい率は20%以下、高さ制限は8メートル以下であり、また建築物の建築や宅地の造成等が行われた場合は、その土地の面積に対しまして40%以上の植栽をすることが必要となります。2種の風致地域では、建ぺい率は30%以下、高さ制限は10メートル以下、植栽面積は30%以上となります。第4種の風致地区では、建ぺい率は40%以下、高さ制

限は15メートル以下、植栽面積は20%以上となっております。

なお、風致地区内で建築物の建築や宅地の造成、木や竹の伐採、土砂の採取の行為などを行う場合は、規制で定めるところにより町長の許可を受けなければなりません、この規制内であれば住むことは可能になります。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ご説明のあったように、白浜町は風致地区を指定し、さまざまな規制をかけています。しかし、白浜町のみならず、他市町村においても景勝地や風致地区の問題点として、土地や建物などの有効活用を図りたい地権者と、風致賛成の住民及び自治体との間でいろいろな問題が発生しております。風致地区を指定しても、風致が守られないこともあるのも現状です。それを踏まえまして質問をいたします。

一番厳しい風致地区第1種に指定されている円月島前の広大な土地を所有されている方、この方は県外の方なんですけども、その土地の買い取りか寄附を町に相談しましたが、白浜町の見解は、その土地がたとえ安くとも買う理由が見当たらない。また、その土地は土砂災害警戒区域に該当するところで、寄附を受け入れた場合、土砂崩れがあれば、復旧は全額町負担となるので受け入れないという話がありました。これは事実でしょうか、再度聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま南議員より、本件に関しましてご質問をいただきました。

議員より昨年の12月にもご相談をいただき、その際も何か事業に供するというよりは風致を守るという旨で町において取得することができないかということであったかと思えます。町においてご相談いただいた土地がどのような状況であるのかということについて、土地の所在等々について調査させていただき、また、役場内で協議した上で、本年1月に、ご相談いただいた土地については、土地の多くが土砂災害警戒区域等にかかっており、これらの土地を町が取得した場合、将来的に町が大きな課題等を抱えてしまうおそれがあること、また、町有地ということになれば、危険箇所等の対策のために県が実施している急傾斜対策事業等の補助事業の採択を受けることができなくなるため、町の財政的負担への影響が非常に大きくなってしまふことから、たとえ寄附ということであっても町でお受けすることができないことを回答させていただいたところであります。

また、現時点におきましても、回答内容について変わるということはありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

今、回答していただきましたけども、確かにその土地は土砂災害警戒区域に入っているのは、事実でございます。今の答弁ですと、該当地の土地の大部分が土砂災害警戒区域等にかかっているとのことなんですけども、特にこの土地が特別に警戒が多いとは思えません。ここだ

けが山崩れの危険性が高いわけではございません。

私が住んでいる瀬戸地区や山を抱えている地域は危険性ゼロとは言えず、町内の山はかなりの部分が土砂災害に遭う危険ということになっていると思います。瀬戸から臨海、阪田方面の山々、例えば番所山、臨海浦海岸、海水浴場、江津良の海水浴場の近くの山、歓喜神社の付近の山、阪田の総合体育館の付近の山等、また第一小学校の共同墓地寄りの山にしても、ほとんどがこういう危険な山崩れの可能性のあるところでございます。

再度、この風致地区だけが特に多いのか、特にここだから寄附を受け入れられないのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま議員よりご質問をいただきました。

風致地区ということでの説明はさせていただきましたが、風致地区だからということではなく、民間が持つておられる個人地、土地ということもあり、これが全てこういうふうな状況であったり風致に属しているということではなく、いろんな危険性がある土地を町が寄附、また安価で買い取るということになった場合、後々先ほど私が説明させていただいたような大きな財政負担につながるということが間違いなくあると思います。そういうことも含めまして、風致地区だからこそ受け入れできないとか、風致地区でなければ受け入れをしたとかそういうことではなく、全般的な回答とさせていただきますが、町のほうへ寄附ということをお受けできないという回答にさせていただきたいと思います。

○議 長  
3番 南君（登壇）

○3 番

お隣の田辺市のことなんですけども、田辺市は風致地区を指定してございません。しかし、日本におけるナショナルトラスト運動の1つの舞台となった天神崎は、かつて別荘地開発計画の対象となったところでございます。この運動によって、海、磯、森の豊かな自然が今も大切に守られております。現在では、行政による買い取り、風景とかいろんな自然環境がいいので、白浜のほうがここよりいいと私は思います。現在では行政による買い取りを含めて、豊かな自然が残されている。これは田辺市です。ちなみに土地は寄附よりほとんどが買い取りだそうでございます。

町長は、今議会冒頭の要旨や、あるいは提案予定の白浜町安心・安全なまちづくり推進条例の中でも、白浜町の円月島などの景勝地や自然環境を保護し、未来永劫これらの環境を守り続けていかなければならないと述べておられます。天神崎のように景勝地の土地取得や保全運動に行政も努力をすべきです。

町は、自然をどのように守るのか、お答え願いたいと思います。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町は自然を守る姿勢があるのかというふうなご質問だと思います。

本町では、輝きとやすらぎと交流のまち白浜。住んで良い、訪れて楽しいふれあいのまち

づくりを町の将来像に定め、魅力あふれる白浜町を創造することを目標に、取り組んでいます。この町の将来像を定めた第2次白浜町長期総合計画におきましても、本町の豊富で貴重な自然環境との調和・共存の推進を掲げており、自然環境の大切さを町は十分に認識しています。

自然環境の保護、保全につきましては、行政と住民が協働して活動を行うことが必要不可欠であり、行政の施策として、自然環境を保護するため、議会と町民のご理解を得て、風致地区の規制を設けています。

本町の自然環境につきましては、今後も条例に基づく適切な土地の利活用を図るよう指導することにより、引き続き自然環境の保護・保全に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと昔というんですか、こういうことがございまして、事実だけをお伝えしたいと思います。

もう30年、40年ぐらい前になると思うんですけども、この今言っている臨海の風致地区、寄附しようかなという方の隣接地なんですけども、そこで、当時白浜町も造成ブームというんですか別荘の開発ブームがございました。そのときにもう本当に着工寸前、鉄塔を建てたりまではいつていたんですけども、そのときにこれはとてもじゃないけど自然を守らなければいけない、町も何とかしていかなければならない。そういうときに強引とも思えるぐらいの町の姿勢でとめたんですよ。そういう事実がございました。これはすぐ端なんです。円月島が同じように見えてるんですけども、そういう事例もございました。

先ほどの話なんですけども、町負担が大きいというのであれば、今の国の森林環境税や森林環境譲与税、そして県の紀の国森づくり税はこのような風致地区の森林保全のためには使えないのか、お聞きいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

森林環境税、これを財源とする森林環境譲与税、これが市町村に来るほうの税ということになりますので、その譲与税、それから紀の国の森づくり税、こういったものが使えないかというふうなことでご質問をいただきました。

まず、森林環境譲与税というのは、その使途に合致していれば風致地区の森林保全に充てることができますし、紀の国森づくり税についても同様かと考えてございます。

特に森林環境譲与税につきまして説明させていただきますと、森林環境譲与税の使途としては大きく分けて4つありまして、森林整備、人材育成、木材利用、木材の普及啓発が挙げられてございますが、県からは既存の補助制度などがあれば対象とはならないとの説明を受けてございますので、ご質問の中でふれられておりますことの中に、土砂災害とかこのようなことがありましたが、こういったものはやはり既存の補助メニューである治山事業を利用していただくという形になりますが、木の伐採、間伐などは森林整備事業という形で譲与税を充てることができますし、森づくり税についても同じような考え方になると思います。

ただ、この譲与税を財源とした森林整備事業は優先順位をつけて実施していく必要がありますので、近々行う予定の町内に山林を所有している森林所有者に今後の森林管理についてお聞きするアンケート調査の結果を行います、その結果などをもとに優先順位をつけながら取り組んでいくこととなります。

したがって、ご質問の場所の森林保全に譲与税を活用するかにつきましては、その結果を踏まえた上で、町全体の森林保全施策の中で考えていくということになりますが、例えばその土地を購入したりとか土砂災害を防止するためにとかいうことになると、本来の森林環境譲与税の目的からはそれてくると思います。

まずは、こういった譲与税等は植林部分の間伐、こちらのほうが優先されるということになってくるかなというように思っておりますので、現時点ではご質問の場所、それからご質問の内容を補うためにこの譲与税、紀の国森づくり税、これを使うというのはなかなか難しいかなというように思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

先ほどの総務課長に答弁をいただきましたが、再度お答え願いたいと思います。

今回風致地区の土地の寄附は所有者に断っております。景勝地や風致地区で別の方が同じような話があっても、少しでも土砂災害とかそういう可能性があればやはり受け入れられない、そういうことなんですか。再度答弁を願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどの総務課長の答弁とも重なりますけれども、議員ご質問の寄附に関する件につきましては、やはり町の名義になったことによって土地の管理保全が十分に行き届くかといえば、なかなか限られた予算の中での対応でございますので、他の多くの町有地がある中で現実的には大変難しいものがあると考えております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

くどいようですが、町長は、自然環境を保護し、未来永劫これらの環境を守り続けていかなければならないと、何度もおっしゃっております。私は少し、この言葉と白浜町の見解が果たして合致するかどうかは疑問なんです、再度熟考を願いたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長

以上をもって、南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13時31分 再開 13時38分）

○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

10番水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。水上君の質問事項は、1つとして、国保事業及び会計について、2つとして、公営住宅対策について、3つとして、空き家、空き店舗対策についてであります。

初めに、国保事業及び会計についての質問を許可します。

10番 水上君（登壇）

○10 番

議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、最初に国保事業及び会計について質問させていただきます。

まず最初に、平成20年4月からの特定健診の施行で平成24年までの受診率や保健指導には数値目標が設定されていきました。目標の達成状況によって、平成25年度から10%の後期高齢者の医療支援金の加算や減算になると聞いていました。その数値目標の設定率の根拠になったと思われる当時20%の低い受診率のものを、国の参酌基準で段階的に年次目標値が定められ、当時大きな数値目標値65%に受診率を引き上げることが本当に可能だったのか、ペナルティはなかったのかとこれまでに何度かお尋ねしましたが、現状と成果はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

特定健診の受診率や保健指導の数値目標設定値の現状と成果について、ご質問をいただきました。

白浜町では、平成30年3月に、議員ご指摘の計画の第3期目の計画である、白浜町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画を作成し、平成30年度から令和5年度までの6カ年計画で、初年度、平成30年度を特定健康診査実施率、特定保健指導実施率、ともに35%以上、令和5年度までに両率とも国の参酌基準60%以上を目標とした値を掲げ、事業実施しているところであります。

詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長 長

番外 住民保健課長 中本君

○番外（住民保健課長）

議員ご指摘の平成20年2月に策定しました、第1期白浜町特定健康診査等実施計画では、計画最終年の平成24年度に65%の受診率を目標に掲げておりましたが、結果は目標値の4割の26.7%となっています。このとき、後期高齢者医療支援金の加算や減算、そういったペナルティはございませんでした。

特定健診の受診率と保健指導の実施率の数値目標につきましては、それぞれ目標値を2つ設定しております。1つ目は、国が示した参酌基準に則して作成する必要がある第3期特定健康診査等実施計画における特定健診の受診率と保健指導の実施率で、どちらも平成30年度は35%、その後毎年5%アップするとして令和5年度までに60%以上と設定しています。



2つ目は、達成可能の目標値として作成した第2期データヘルス計画で、令和5年度、特定健診の受診率は39%、保健指導の実施率は49%と設定しておりましたが、平成30年度の特健診の受診率が35.3%と、前年度と比べ4.4ポイント上昇したこと、また、和歌山県国民健康保険団体連合会に設置されている保健事業支援評価委員会の助言などを踏まえ、令和5年度、特定健診の受診率は45%と引き上げ、保健指導の実施率は40%と設定しているところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

住民に周知徹底し、受診率を引き上げるには、疾病予防の意識づけが必要かと思えます。どのような方策から効果が見られたか、また、課題はどうか、お尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

住民に健診の必要性を周知徹底し、受診率向上のため努力しているところです。

平成30年度から、国において、糖尿病重症化予防などの取り組みを客観的な指標で評価し、支援金を交付する保険者努力支援特別交付金制度を創設し、白浜町では、この事業を活用し、特定健診受診勧奨や事後指導、健診受診者には、ユニバーサルスタジオジャパンの入場券が抽選で当たる受診勧奨事業などを実施し、平成30年度決算では、1,137万6,000円の交付金がありました。

受診率等の数値は平成30年度分が最新となり、特定健診の受診率は35.3%で、対象者4,553人、受診者1,607人であり、平成29年度と比べ4.4ポイント上昇しました。上昇の理由としては、従来のまちかど健康相談等の事業時における受診勧奨や電話勧奨のほか、不定期受診者や未受診者を対象に、対象者に合った受診勧奨メッセージによる個人通知を行った結果だと考えております。

また、保健指導の実施率は30.1%で、対象者は196人、実施者は59人であり、平成29年度と比べ6.5ポイント上昇しましたが、前年度が低かったためだと考えております。対象者には文書と電話で利用勧奨を行い、それでも利用しない方には、生活習慣のポイント等を記載したパンフレットを送付し、再勧奨を行っております。

このように受診勧奨等により受診率や実施率が向上していることが、住民の方々の健康意識が高まった成果だと考えているところです。

課題としては、40歳から60歳までの層の受診率がまだまだ低く、こういった世代への働きかけ、受診率向上が課題となっております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今、説明いただきましたが、課題とする40歳から60歳までの対象者数はどのぐらいで、現状の受診率はどうなんでしょう。低い原因とどう対処し、受診勧奨していけばいいのか、考え方を伺いたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番外 (住民保健課長)

課題についての質問をいただきました。

平成30年度では40代の受診率は22%、被保険者数が558人、受診者123人、50代の受診率は26.4%、被保険者が701人、受診者185人、60代の受診率は37.9%、被保険者が1,835人、受診者が695人、70歳から74歳の受診率は41.4%、被保険者が1,459人、受診者が604人となっております。

特定健診の受診率は年齢が高くなればなるほど受診率が高くなる傾向にあり、40代から50代の受診率が低い状況となっており、他の市町村でも同様の状況であると聞いております。

このような状況でありますので、まちかど健康相談はスーパーの店先で行っていましたが、参加者に高齢者が多かったため、若い世代が参加する学校行事等で行うよう変更しました。また、特定健診受診者にユニバーサルスタジオジャパンの入場券が当たる受診勧奨事業も、若い世代に人気のある遊園地を全面的に押し出し、健診に興味をもっていただきたいと考え実施した事業です。

40代、50代の方には電話による受診勧奨も行っておりますが、働いているため電話が繋がらない場合も多い状況でありますので、平成30年度からは対象者に合った受診勧奨メッセージによる個人通知を行っております。

○議長

10番 水上君 (登壇)

○10番

特定健診は40歳から74歳の国保加入者が対象になっているのと、人間ドックは20歳から74歳が対象になっています。乳幼児や就学児童の集団検診対象者以外の若年層と後期高齢者被保険者対象者の健診はどのようなものがあり、保険費用補助というのはどのようなものなのでしょうか、お尋ねします。

○議長

番外 住民保健課長 中本君

○番外 (住民保健課長)

白浜町では、4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児について乳幼児健診を実施しています。個人負担はございません。小中学生については、学校医が、内科、耳鼻科、眼科、歯科健診を行っている聞いております。二十歳から39歳までの若年層には人間ドック以外の補助はございません。

後期高齢者には、人間ドックを初め、がん検診や医療機関に直接出向いてもらう個別健診などがございます。人間ドック補助は国保と同額としております。

また、健康診査や75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者の方の歯科検診は自己負担が無料となっております。

○議長

10番 水上君 (登壇)

○10番

近隣での国保事業として、田辺市では国民健康保険事業で健康管理、健康チェックがあり、

人間ドック、脳検査、骨粗しょう症検査を実施していて、16歳からの国保被保険者を対象に、人間ドック、脳検査については費用の85%、最高限度額は3万円を補助しています。大変補助率もいいですし、16歳から対象になって若年層から受診できるのがいいと思います。疾病予防と早期発見、早期治療で医療費の削減につながり、若年層から自分の健康状態を知るといことで、白浜町でもこのような若年層をも対象にしてはどうか、また、受診勧奨として人間ドック、脳検査の助成率の引き上げができないか、お尋ねします。

○議長

番外 住民保健課長 中本君

○番外（住民保健課長）

人間ドックにつきましては、国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業とも令和元年度は75%の同率補助としております。補助率の引き上げについてご質問をいただきましたが、現状では、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助金が年々減額されており、大変厳しい状況であります。

ご質問のあった、国民健康保険事業の人間ドック受診の方への助成率の引き上げについては、予算の関係もございまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。また、16歳以上の人間ドック補助につきましては、他の保険、社会保険でありますとか共済組合保険でありますとかの関係から、国民健康保険単独での実施は難しいと考えます。

○議長

10番 水上君（登壇）

○10番

それでは次に、国保会計の健全な運営について引き続いて質問をさせていただきます。

まず、被保険者の減少や医療費の増加に伴う国保会計の現状と今後の見通しについて、納付金、標準保険料率は市町村で差異があると聞きます。白浜町の場合は以前から賦課金の資産割が高かったんですが、現状はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長

番外 住民保健課長 中本君

○番外（住民保健課長）

白浜町の国民健康保険被保険者数は、少子高齢化による構造的な人口減少が進む中、団塊の世代が後期高齢者医療に移行し始め、平成25年度以降では毎年300人から400人規模で減少、令和元年11月末現在の被保険者数は6,142人となっております。

一方で、医療費に関しましては、毎年20億円前後の支出となっており、1人当たりの医療費が年々増加しているということが裏づけられる結果となっております。

資産割について質問いただきましたが、特に白浜町は高いわけではございません。現在、40%でございますけども、段階的に引き下げ、0%にしていく予定としてございます。

○議長

10番 水上君（登壇）

○10番

資産割についてですが、全国ではもう既に廃止しているところも結構ありまして、これらの情報を見ますと、意見としては、資産を持っている人と持っていない方の公平性から、問題があるのではないかと、資産にかかる固定資産税との二重課税感があるのではないかと、資産

の保有と負担能力が一致しない、また、町外の資産には課税されず、所得のない方や年金所得だけの方にも課税され、低所得者層の負担となっているなどの意見があります。

白浜町は、先ほどの答弁から、段階的に引き下げていく予定だとの答弁をいただきましたので、保険料率の割合配分も難しいかと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、県は市町村ごとの医療費水準に応じた保険料から将来的な保険料水準の統一を目指すとし、医療費水準や収納率に差異があるため、平準化が図られた段階で統一を検討し、平成39年度の統一を目指していると説明しています。見通しはいかがでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

国保制度の改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。新制度は、県が一定の算定ルールにより市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を算定し、市町村はその納付金を国民健康保険税や交付金等と合わせ、県へ納めています。また、県は各市町村の標準的な保険料率を毎年示すことにより、標準的な住民負担の見える化を図り、市町村はその標準保険料率を参考に、保険料を決定しています。

市町村により被保険者の人数や世帯構成、所得、医療費を初め、保健事業等の取り組みの内容も異なるため、当然のことながら、市町村により納付金や標準保険料に差異が生じます。ただ、保険料率については、国の納付金等ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の統一を目指すとされており、和歌山県では令和9年度までを目標に、賦課割合の統一と、保険料算定方法を資産割を含まない3方式に統一することを課題として取り組んでおります。

白浜町においても、新国保制度開始に当たり、県の目標とする3方式への統一を念頭に、新国保制度初年度には、資産割を50%から40%に減額することを決め、県への納付金と町に入る交付金等の関係を十分注視しながら取り組みを進め、今後も資産割の段階的な減額を検討していくとしたところです。

被保険者の減少は国税の減収につながりますし、多額の医療費の支出は、納付金の増大等につながりますが、現状の当町の国民健康保険事業会計は、保険料率に関しては県の示すものと大きくかけ離れたものではございませんし、交付金の支援や基金もあり、健全に運営できております。

今後も、県から示される国民健康事業費納付金、標準保険料率を参考にしながら国民健康保険事業運営を安定化し、できるだけ被保険者の負担とならないように、所得割、均等割、平等割の税率改正についても検討しつつ、引き続き健全な運営に取り組んでいきたいと考えます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

また、保健事業費、葬祭費、出産育児一時金については、市町村ごとに格差があるとも報告しています。白浜町と周辺市町とはどのような状況なのか、お尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

出産育児一時金につきましては、県下の全市町村が同一基準で42万円を支給しております。

葬祭費は、国民健康保険加入者が亡くなった場合に、葬祭をとり行った方に対して支給するものですが、現在、和歌山県下では、白浜町を含む25の市町村が3万円、その他が最小、これは隣のすさみ町になりますが、1万5,000円、最大が5万円の支給となっています。和歌山県の事務の標準化、共同化の項目の1つに、葬祭費の支給額基準の統一化が掲げられており、検討の対象となっているところです。また、後期高齢者医療広域連合の葬祭費3万円で、県下統一となっています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

過去に国保加入者で、年度内の保険を使用しなかった場合での葬祭費の加算はできないかとお尋ねしたことがあります。審議はされたのかをお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

申しわけございません。葬祭費の加算のご意見につきましては、資料等を探しましたが、見つけることはできませんでした。医療レセプトは2カ月おくれとなるため、死亡時点の医療費がわからないことなど、葬祭費の支給基準の県下統一の件もございますので、加算することはできないと、現在考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

加入者は、高齢化や医療の高度化、生活習慣病などで医療費の負担増になっています。予防医療や医療制度の安定化などに関する取り組みで、国保会計がさらに医療費の抑制になる取り組みを伺いたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

医療費は、医療技術の進歩と高度化、高額薬剤の保険適用化等により、今後も増大が見込まれます。医療費の適正化は、安定的な国保制度の堅持と被保険者の健康保持の観点から重要であるため、町でも次のような取り組みを実施しています。

不正請求抑制のための診療内容の点検、いわゆるレセプト点検です。国保連合会に委託しています。加害者への請求事務の代行として、第三者行為損害賠償求償事務を行っています。こちらも国保連合会に委託しております。健康意識の向上を目的として、医療費通知や負担軽減、医療保険財政の健全化のためにジェネリック医薬品差額通知も行っています。また、特定健康診査や特定保健指導、各種がん検診、人間ドック補助事業などの実施により、生活習慣病等の重症化予防に取り組み、ひいては医療費適正化、抑制につながるように各種保健事業にも力を入れています。保険者努力支援特別交付金なども活用しながら、国民健康保険事業会計の適切な運営に努めてまいります。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

少子高齢化が進み、労働人口が減り、税収は伸びず、高度医療など医療費は増加していきます。その中で予防医療、健診や保健指導、ジェネリック医薬品の普及促進や医療費軽減のためにも適正受診の指導や通知をしていただいております。住民保健課や保健師さんが一生懸命啓発していただいているのは承知しています。ただ、健診の受診率を見ても、私たち住民一人一人が健康への意識をもっと持たなければと思います。

また、人口減少と言われる町では、国民健康保険運営の広域化が数年求められていますが、県内でも市町村の医療費や保険料の格差があり、課題も多いかと思えます。

白浜町では、平成30年度に繰越金が出て、国保基金も積み立てられたが、現状の事業運営は厳しいと聞きます。保健事業でのさらなる予防医療や国保会計の健全な運営に努めていただきたいと思います。

これで、国保関係の質問は終わります。

○議 長

以上で、国保事業及び会計についての質問は終わりました。

次に、公営住宅対策についての質問を許可します。

10番 水上君（登壇）

○10 番

それでは、公営住宅対策について、お尋ねいたします。

公営住宅の現状について、お尋ねします。高齢者、単身者の入居状況及び町営住宅の需要と供給のバランスはいかがなんでしょうか。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君（登壇）

○番 外（建設課長）

ただいま水上議員より公営住宅の現状についてのご質問をいただきました。

町営住宅の管理戸数は、平成31年3月末現在で363戸あり、そのうち入居戸数は269戸となっており、高齢者の入居状況については、60歳以上の高齢者のみが入居している住宅が121戸、単身者が入居している住宅は113戸ございます。

また、町営住宅の需要と供給のバランスについてというご質問についてですが、平成30年度における応募状況は、募集戸数57戸に対しまして応募戸数は16戸で、募集倍率としては0.28倍となっておりまして、直近5年間の平均募集倍率も同じような倍率ということになってございます。状況といたしましては、団地により応募倍率の差が大きく、それは生活上の利便性が低い地域においては特に応募倍率が低い状況となっております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

高齢者福祉住宅や子育て支援対策の対応について、これまでに一般質問をして提言もさせていただきましたが、福祉や教育施策との連携した配慮へは取り組んでいるのか。

また、高齢者には安心・安全に暮らせるように高齢者福祉住宅の設置、子育て世帯へは人口の定着化と労働力の確保を図るため、子育て勤労者支援住宅の設置、障害者世帯の入居支援のバリアフリー化、補助犬との同居の対応などはできたのか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま、高齢者福祉住宅や子育て支援対策の対応についての質問をいただきました。

水上議員より平成18年と平成20年の定例会一般質問におきまして、高齢者福祉住宅や子育て支援住宅の設置、そして障害者世帯の入居支援のためのバリアフリー化、補助犬との同居についてご提言いただいております。

それらの対応についてご説明させていただきますと、ご質問いただいた平成20年以降、現在までにおいて新たに整備した公営住宅は、平成21年に建設いたしました平間第二住宅がございますが、この住宅につきましては、高齢者専用や子育て勤労者支援を目的とした整備ではございませんが、バリアフリー化の対応をさせていただきます。

なお、補助犬であります盲導犬ですとか介助犬、聴導犬というものにつきましては、以前にもご答弁させていただいておりますので、住宅への同居を認めてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10番

公営住宅法では、地域における住宅に対する多様な需要に応じた必要な措置を講ずるよう努めなければならないとありますが、多様化する家庭事情などを加味した対応を、10年前にも訴えましたが、その対応ができたのか、事例をもって伺いたいと思います。

また、以前単身者の申し込みができないと聞いておりましたが、善処されたのか、ニーズの把握はどうでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

町営住宅の入居者選考に当たりまして、多様化する家庭事情等を加味した対応ができていますか、できたかどうかのご質問をいただきました。

入居者の選考に当たり、応募者多数の場合は、公開抽選により入居者を決定していますが、白浜町営住宅条例では、入居者の選考に当たり、規則を定めるもののうち、その居住状態について特別の配慮が必要と認めるものについては、優先として入居させることができるというふうに規定してございます。

優先入居を実施することができる世帯としては、老人世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、多子世帯、親子近居世帯の各優先入居区分に該当する場合と規定されてございます。

次に、単身者の入居資格についてのご質問にお答えいたします。

単身者の入居資格のご質問いただいた平成18年には、町には単身者が応募できます住宅はございませんでした。しかし、平成25年度の町規則の改正によりまして、現在白浜地域と日置川地域の安宅第一団地、安宅第二団地を除きますその他の住宅におきましては、単身者も応募できるようになってございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

白浜町営住宅条例では、入居者の選考第9条の2、困窮する実情を調査し、度合いの高い者から入居者を決定する。また、その3では、困窮者の定め難いときは公開抽選により入居者を決定するとありますが、調査によつての優先枠はあるのか、また、条例に制定された条文であり、多様化する家庭事情を配慮した対応の必要を既に加味した条例かと思うが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、白浜町営住宅条例に規定する入居者の選考についてのご質問をいただきました。

入居者の選考におきまして、応募者多数の場合は、条例において住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定するが、住宅困窮順位の定めにくいものについては公開抽選により入居者を決定するものとしたしております。

調査によつて優先枠はあるのかというご質問ですが、優先入居の方法としては、優先入居世帯を対象に、募集をする段階で優先枠を設定する方法と、そして入居者募集後の抽選の段階で倍率を優遇する方法がございますので、町条例は入居応募者に配慮した入居選考について規定しているというふうに考えているところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

他市では、公営住宅の一定戸数を子育て世帯の優先枠を設けているところもありますが、このような子育て支援が白浜でもできないのか。その理由と、また公営住宅が高齢者や子育て世代などの時代のニーズに沿ったものであるかなど検討されてはどうかという質問をさせていただきます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、公営住宅の一定戸数を子育て世帯用住宅として設けるなどの子育て支援が町でもできないのかというご質問をいただきました。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者等に低い家賃で住宅を提供するために整備された住宅でございます。町営住宅の戸数は限られた戸数であり、住宅に困窮する幅広い世帯を対象に住宅を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、公営住宅が高齢者や子育て世代等も含めて時代のニーズに沿っているものであるか検討されてはどうかのご質問ですが、先ほどの高齢者の入居状況についてご説明させていただいたんですけども、全国的に公営住宅の入居者に占める高齢者の割合が年々増加してきてございます。白浜町の町営住宅でも高齢者のみの入居戸数は4割以上にもなっています。しかしながら、町営住宅のうち建築年の古い住宅は住宅内部や共用部の段差の解



消、浴槽やトイレのバリアフリー化など、現在の住宅ニーズを十分に満たしているとは言えない状況でございます。

今後、バリアフリー化の推進や子育てしやすい住環境の整備等の対策が必要であるというふうには認識してございます。議員ご質問のように、時代のニーズに沿った公営住宅の整備について、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

若者世帯の定住を図るには、雇用の確保と住宅問題だと考えます。実施に向けた取り組みについての町の考えを聞かせていただきたいのと、また、以前に千葉県内の自治体の住宅支援施策で、家賃補助の事例を申し上げてきました。住宅建設予算の負担減や供給難の解消にもなろうかと思えます。後ほどまた、そのことについてもふれて質問したいと思えますが、また、民間の空き室対策にもなると提言させていただきましたが、研究されたのか、伺います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員ご質問のとおり、若者世帯の定住を図るには、働く場と住宅の確保が必要であると考えておりますが、働く場の確保に関しましては、本人の希望ですとか、適正、条件面がございますので、難しい課題であるというふうに認識してございます。

住宅問題に関しましては、町営住宅は所得によって家賃が増減しますが、民間住宅より低い家賃設定というふうになっていることはご承知いただいていることと存じます。現状におきましては、空いている町営住宅もございますので、家賃の補助をすることについては、今のところ考えてございませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

子育て支援や移住には地域間の施策によって定住地を探すという声もあります。居住支援については現在どのようなものがあるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

現在、町営住宅においては、移住者、定住者の増加を図る目的で住宅支援施策は行っておりませんが、今後、そのような支援施策を推進していく自治体の事例等も調査し、研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくようお願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

住宅施策が余り変わっていないのは残念です。私が住民の方から聞いた話は、高齢の上、単身者になったときに暮らせる場所がない。民間の住宅に入居していても、住居を撤去する

ので出てほしいという話の中で、高齢者の行き場がないと言います。行政が何とかできないかとこれまでも相談を受け、質問もしました。

改めて、質問をさせていただきますが、入居支援ができないかというのには、よその自治体でできているわけです。そういう事例があるので、研究していただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

住宅の入居支援についてのご質問をいただきました。

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の住宅確保に特に配慮を要する者に対する民間賃貸住宅へ円滑な入居支援を目的に、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、平成29年に和歌山県居住支援協議会が設立され、町も参画しているところでございます。

当協議会では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティーネット住宅の登録を推進することで、住宅探しに困っている要配慮者の住宅支援の促進に取り組んでございますが、今後、更なる住宅支援を充実させる施策について研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

質問の中に、公営住宅の家賃についてもお尋ねしてるんですが、それを削除していただいでいいでしょうか。その次の質問に参ります。時間の関係がありますので。

次に、町営住宅の管理について。戸数は平成31年3月末で363戸、うち入居は269戸と報告されていましたが、空き家となっている94戸についての現状と老朽化した住宅がそのままに置かれているところもありますが、今後どう対処していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

空き家となっております町営住宅につきましては、平成31年3月末現在で94戸あり、そのうち新規の募集を停止している政策空き家が59戸、その他の空き家は35戸でございます。政策空き家としている住宅は、白浜地域では西越42団地、西越43団地、西越44団地、西越49団地、日置川地域では、村島団地、中田団地、追ヶ芝団地となっております。

その他の空き家、空き住宅につきましては、住宅の修繕なども考慮しながら定期的に入居募集を行ってございます。

また、老朽化している政策空き家の今後の対応についてでございますが、空き住宅の状態が長年放置しておきますと、保安上や防犯上等のさまざまな問題が出てくることから、撤去できる条件が整ったものにつきましては、随時撤去を行っているところであり、引き続き適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

これまで答弁いただきましたが、田辺市の事例を少しご紹介いたしましょう。

田辺市では、これまで中心市街地の民間賃貸住宅に住みかえる子育て世帯や、新婚世帯への支援を行うことで、居住を促進し、義務教育終了前の子育て世帯に対して、家賃の2分の1を補助する事業で、市営住宅家賃と同程度となることや、郊外や周辺地域の民間賃貸家賃と中心部の家賃との差がなくなることから、教育環境が整い、生活に便利な中心市街地への流入が見込まれ、この事業により増加居住人口見込みは400人だと言います。これは少し前の施策ですが、先ほど千葉県の事例も質問で申し上げましたけれども、このような取り組みは全国でも事例が幾つかありますので、研究していただきたいと思います。

また、紀勢道が南進してインター近くに田辺、白浜からでも通勤に地域差がさほどなく、移住する若い人たちがいると聞きます。白浜も活用できる空き室、空き住宅が35戸あると報告されましたが、今後、町営住宅の改修をし、募集をすすめるのであれば、専門家のアドバイスをいただき、住みたくなるような部屋づくりと、地域によっては利便性なども考慮していただいて、公営住宅の適正管理にさらに進めていただきたいと思います。

少し視点を変えた取り組みを提言して、この質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、公営住宅対策についての質問は終わりました。

次に、空き家、空き店舗対策についての質問を許可します。

10番 水上君（登壇）

○10 番

次に、空き家、空き店舗対策について質問させていただきます。時間もありませんので、答弁を早めをお願いします。すみません。

それでは、岐阜県関市の空き家対策について、議会総務文教厚生委員会で行政視察をさせていただいた後、白浜町で平成28年5月から空き家の実態調査が始まり、平成29年には白浜町空家等実態調査結果が報告されました。平成25年度の住宅土地など統計調査では、町内1万1,067戸のうち15.9%の1,760戸が空き家とされていましたが、今回の調査では空き家と空き家かどうかとも判断できない家屋が1,272棟あり、全体の72.4%だと報告されています。調査からほぼ2年近くたちますが、全戸数と空き家、また判定できないとする割合の現状はどうなんでしょう。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君（登壇）

○番 外（建設課長）

ただいま、水上議員から、空き家の現状についてご質問をいただきました。

白浜町の空き家ですが、平成28年度に全町域を対象にした空家等実態調査をした結果、空き家と想定される家屋は1,272棟存在し、そのうち倒壊のおそれがある緊急度の高い建物が107棟あるということが判明しています。

平成28年度以降の空家等実態調査は現在行っておりません。現在空き家戸数等については把握できてございませんが、今後定期的の実態調査を行いまして、情報の補正を行うこと

で、空き家の状態の把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

集落に入り歩きますと、空き家が多いです。また、報告書では空き家の倒壊危険度として1年以内に倒壊のおそれがある空き家が107棟もあります。これらの空き家を含む全ての空き家に対して30年度で所有者調査ができたものは88件、依頼文の送付は36件で、処置済みまたは除去15件、修繕14件の対策ができたと報告されました。

件数が多く、所有者の特定にも時間を要するようですが、緊急度の高い家屋については早急な対応が求められています。今後の対応についてお尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま緊急度の高い空き家の対応についてご質問をいただきました。

緊急度の高い空き家につきましては、所有者等に適切な管理をしていただくよう依頼を行いますが、改善がなされない場合は、特定空家に認定するということとなります。

特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等と定義されています。

この特定空家に指定し、所有者に対し段階的に助言、指導、勧告、命令等を出して対処していただくこととなります。なお、命令にも従わない場合は、最終的に行政代執行により強制的に取り壊すこととなってございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今、全国でも空き家対策や危険家屋の撤去などについて問題になっています。国は平成27年に空き家対策の推進に関する特別措置法を施行し、固定資産税情報の活用や行政代執行の根拠を整備したようですが、白浜町ではこの特別措置法から対処できたことはあるのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う町の取り組みについてご質問をいただきました。

平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、白浜町において実施した施策として、町の空き家等対策に関する基本的な考え方、方向性や対策を記す、白浜町空家等対策計画を平成31年4月に策定してございます。

空家等対策計画につきましては、平成30年12月の全員協議会においてもご説明させていただいているところですが、現在、町ではこの計画に基づいて空き家対策に取り組んでい

るところでございます。

また、法の施行により、空き家等の所有者等を把握するために、固定資産税情報の内部利用が可能となりましたので、そうした情報を活用しているところでもございます。

今後も、空き家対策の推進に関する特別措置法及び白浜町空き家等対策計画に基づき、適切に管理がされていない空き家に対して問題解決に向けて取り組み、周辺環境への悪影響を及ぼす空き家解消を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

空き家が放置されてさらに老朽化が進み、危険家屋は早い段階での指導が必要であると思います。撤去費用の助成などはあるのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

空き家の撤去費用の助成につきましては、本年度より当初予算に不良空き家等除却補助金といたしまして計上させていただいております。補助金額につきましては、空き家の除却費用の3分の2、上限50万円でございます。令和元年11月末現在の申請件数は8件となっております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

人口減が続き、空き家も増加しております。先の調査結果もありますが、空き家対策の1つとして空き家の有効活用についての考えをお尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

空き家の有効活用につきましては、現在日置川地域でのみ物件調査や情報のデータベース化を実施しており、県内の空き家を移住希望者に情報提供するサイトとして、わかやま空き家バンクを通じて情報提供を行っておりますが、今後、白浜地域、富田地域のデータベース化を含めた空き家の有効活用を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

空き家や空き店舗に最近若い方たちがリノベーションしてうまく店舗づくりやにぎわい、まちづくりへの提案をされています。そのような活用について支援があるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

空き家や空き店舗のリノベーションに対する支援はあるのかという質問をいただきました。

現在、町には空き家や空き店舗をリノベーションして活用することに対する支援制度はございませんが、空き家や空き店舗を改修して有効に活用していただくことは、空き家問題を解決する手段として、また地域活性化策といたしましても有効な施策でありますので、今後、ほかの自治体等の事例も参考に支援策を研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

空き家の活用については、調査データができていますので、次に空き家所有者の意向調査などから利活用促進のための相談窓口などを置いて、老朽化空き家の解体支援のための補助制度や空き家バンク登録を通じて、売買または賃貸契約などが成立した空き家を対象とした家財道具など処分補助金や、老朽化家屋の解体撤去補助金、解体撤去にかかる固定資産税の減免、また、マッチングなどの仕組みなどの施策を実施している自治体もあります。

白浜町でも建設課、観光課、日置川事務所の連携で情報を共有し、協議すれば、対応できることがあるのではないかと考えます。

また、白浜地区でも空き家バンクを創設すれば、全国の事例からなどしても、移住の提案や町並みづくりの提案もできるかと思います。また、リノベーションした空き家、空き店舗の活用が町の活性化につながる事例も全国にたくさんあります。現状調査を生かした取り組みにしていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

お諮りします。

本日はこれをもって散会し、次回は、12月17日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、14時33分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年12月13日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員